

乗合バス（一般路線）専用

厚生労働省委託事業

「自動車運転者の労働時間等に係る実態調査」（バス事業者調査）ご協力のお願い

厚生労働省委託事業事務局（有限責任監査法人トーマツ）

1. 調査の目的

- ・ 自動車運転者は長時間労働の実態にあり、今般、過労死の発生を防止する観点から、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）」の見直しに向けた検討を行うことになりました。
- ・ この調査結果は、見直しに向けた議論の資料（※）となりますので、ご多用の折に恐れ入りますが、この調査にご回答いただけますようお願いいたします。  
（※）厚生労働省労働政策審議会労働条件分科会自動車運転者労働時間等専門委員会（以下、「専門委員会」という）の資料
- ・ なお、この調査は、専門委員会の議論を踏まえつつ、すべての都道府県から無作為に選定したバス事業者を対象に、厚生労働省より委託を受けた有限責任監査法人トーマツが実施致します。
- ・ ご回答内容は、労働基準監督署の立入調査等、本調査の目的外に使用することはございません。企業名やご回答者様が特定される形で公表されることもございませんので、実態をありのままご回答いただけますと幸いです。また、ご回答内容は取扱いに十分注意し、統計的に処理致します。

本調査にご協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

2. 回答にあたって

(1) 調査概要及び実施方法

- ・ 本調査票は事業内容に「**乗合バス（一般路線）**」がある企業を対象とした調査票です。調査対象時期である2019年に「乗合バス（一般路線）」事業を行っていない場合等、不明な点があれば下記問い合わせ先までご連絡ください。
- ・ 調査票のⅠ章（P1～3）及びⅡ章（P4～9）は営業所について、Ⅲ章以降（P10以降）は企業全体についてご回答ください。貴社において乗合バス（一般路線）事業を営む営業所が複数ある場合には、車両数の最も多い営業所等の実態を記入してください。
- ・ この調査票（乗合バス（一般路線）専用）の他に「乗合バス（高速路線）専用」や「貸切バス専用」があるため、貴社で複数の事業を営む場合には、調査票が複数届く場合があります。その場合、それぞれの調査票で回答対象とする営業所が重複しないよう、調査対象営業所を選別（※）してください（※）車両数の最も多い営業所等を選別すると営業所が重複してしまう場合には、売上高等の情報を参考に、営業所が重複しないように選別してください。
- ・ 調査票は、貴社において運行管理に従事する方や人事労務部門の担当者等、自動車運転者の労働時間等についてよく把握されている方（以下「労務担当者等」という）が記入してください。ただし、労務担当者等で記入できない場合は、その一部を回答できる他の部門の方に記入いただいても構いません。
- ・ 調査票においては、質問に沿って、回答欄に直接、黒ボールペンまたは濃い黒色鉛筆で記入して、返送してください。なお、このページは切り離さずにそのまま返送してください。
- ・ 本調査はインターネット上でご回答いただくことも可能です。インターネットでのご回答の際は、下のQRコード、もしくはURLより回答ページにアクセスいただき、下記のIDを入力してください。

回答ページログイン用のID：XXXXXXXX



(URL：https://www.●●.jp)

(2) 提出期限

2020年11月30日（月）

（インターネット上で回答する場合は上記期日までに回答ください）

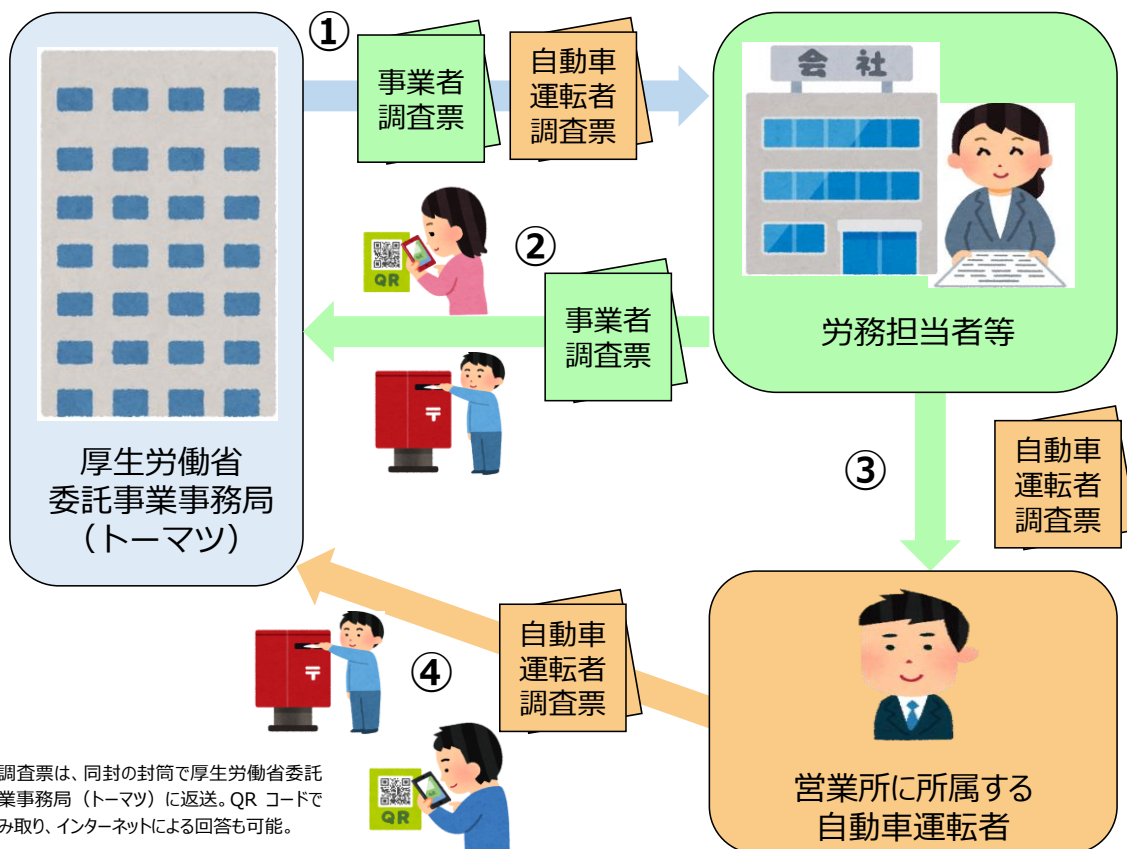
問い合わせ先

厚生労働省委託事業事務局（有限責任監査法人トーマツ）

電話：●●●●●●（平日：10時～17時）

Eメール：●●●●●●@tohmatu.co.jp

### (3) 調査の流れについて



- ① 厚生労働省委託事業事務局のトーマツから、貴社の労務担当者等に「**事業者調査票**」と「**自動車運転者調査票**」を送付します。※「**自動車運転者調査票**」は返信用封筒とともに一人分ずつ封入しています。

#### 【労務担当者等が行うこと】

- ② 労務担当者等は事業者調査票に必要事項を記入の上、期日までに同封の返信用封筒でトーマツに事業者調査票を送付してください（QRコードを用いてインターネット上で回答し、送信する方法も可能）。
- ③ 事業者調査票のⅠ章（P1～3）及びⅡ章（P4～9）で実態を記入する営業所に所属する自動車運転者のうち、選定条件に合致した自動車運転者に対し、労務担当者等が自動車運転者調査票（封筒含む）を手交し、記入を依頼してください。

#### 【自動車運転者が行うこと】

- ④ 労務担当者等から、自動車運転者調査票（封筒含む）を交付された後、自動車運転者調査票に必要事項を記入し、期日までに同封の返信用封筒でトーマツに自動車運転者調査票を送付してください（QRコードを用いてインターネット上で回答し、送信する方法も可能）。

#### 【留意事項】

- 「**自動車運転者調査票**」は、事業者調査票Ⅰ章及びⅡ章にて実態を記入する営業所の自動車運転者（最大4名）にお渡しください（詳細は下の枠内をご確認ください）。なお、定数に満たない場合は、その営業所に所属するすべての自動車運転者に対してお渡しください。

2019年10月において「4週間の拘束時間の合計が平均的な自動車運転者2名」と  
2019年10月において「4週間の拘束時間の合計が最も長い自動車運転者2名」に  
該当する自動車運転者

- 自動車運転者調査票を自動車運転者にお渡しいただく際に、その対象者が**従事する業務が「乗合バス（一般路線）」であること**をお伝えいただくようお願いいたします。なお、対象者が「乗合バス（一般路線）」の他に「乗合バス（高速路線）」や「貸切バス」の業務に従事する場合には、その旨お伝えいただき、**複数の事業を踏ま**

えて記載するようお伝えください。

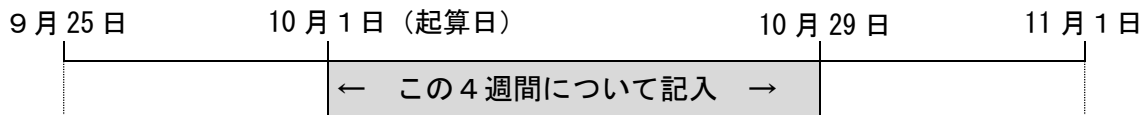
- ・ 自動車運転者調査票は、記入いただく自動車運転者から直接返送（もしくは、直接インターネットで回答）していただきますので、貴社や営業所で回答を取りまとめていただく必要はございません。
- ・ 自動車運転者調査票は封をしてありますので、開封せずに該当する自動車運転者にお渡しください。
- ・ 一部の自動車運転者には、通信調査の実施後、日誌形式のヒアリング調査への協力を依頼する場合がございます。その場合は、まずは労務担当者等に連絡させていただきます。

#### (4) 調査対象となる期間の考え方について

- ・ 事業者調査票の「問2」において、自動車運転者の2019年の拘束時間等について尋ねる質問があります。調査対象となる期間の考え方は、下の枠内をご確認ください。

2019年10月（9月の給与の締め日の翌日以降で貴社が定めている起算日から4週間）の状況を回答してください。

【例】給与の締め日が25日で、貴社が定めている起算日が10月1日の場合



### 3. 記入時の注意事項について

#### ① 記入欄に数字を記入する質問

##### (3) 保有する車両の台数

##### ① 車両の総数

6 0 台

記入欄に記入してください。複数枠があるものは、それぞれ記入してください。  
※該当なしの場合は「0」と記入してください。

#### ② 選択肢式の質問

(10) - 1 自動車運転者が不足している要因として考えられることをご回答ください。（あてはまるもの全てに○をしてください）

1. 法令遵守や事業拡大等により、多くの自動車運転者が必要なため
- ② 同業他社への転職者がいるため
- ③ 他業種への転職者がいるため
4. 経営事情により、削減が必要
5. 労働条件に魅力が不足している
6. その他（ ）

「あてはまるもの一つに○をしてください」と記載があるものは一つだけに○を付けてください。「あてはまるもの全てに○をしてください」と記載があるものはあてはまるものであればいくつでも○を付けてください。また、その他を選択した場合、分かる範囲でその内容を括弧内にも記入してください。

### ③表組の質問

問3 次の(1)～(4)に示す改善基準告示の特例<sup>\*1</sup>について、2019年(2019年1月の貴社が予め定めている起算日から52週間)における貴社全体の利用状況をご回答ください(項目ごとに当てはまる選択肢に○を付けてください)

特例	あった	なかった
(1) 休息期間分割の特例 <sup>*2</sup> が適用される運行	<input checked="" type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2
(2) 2人乗務の特例 <sup>*3</sup> が適用される運行	<input type="radio"/> 1	<input checked="" type="radio"/> 2
(3) 隔日勤務の特例 <sup>*4</sup> が適用される運行	<input type="radio"/> 1	<input checked="" type="radio"/> 2
(4) フェリー乗船の特例 <sup>*5</sup> が適用される運行	<input type="radio"/> 1	<input checked="" type="radio"/> 2

項目ごとに当てはまる選択肢に○を付けてください。

### ④選択肢の横に記入欄のある質問

問6-1 「1日の拘束時間」について、どのような点に問題があると感じますか。(当てはまるもの全てに○をしてください)

1. 「13時間以内」が基本とされていること

(適切と思う時間: )

2. 延長する場合「16時間」が限度であること

(適切と思う時間: 時間 分)

3. 延長する場合でも、1週間のうち15時間を超える回数は「2回」までであること

(適切と思う回数: 回)

4. その他 ( )

当てはまるものに○を付けた上で、記入欄に具体的な数字を記入してください。

### ⑤自由記述式の質問

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

文字数に決まりはありませんので、枠内に簡潔に記述してください。

#### 参考：日誌形式のヒアリングの実施方法

- ・ 自動車運転者への通信調査の回答を踏まえ、厚生労働省委託事業事務局（トーマツ）から本社の労務担当者等に、所属する自動車運転者に対して日誌形式のヒアリングを行いたい旨を連絡します。
- ・ 労務担当者等にヒアリングの許可が得られた場合には、厚生労働省委託事業事務局（トーマツ）が労務担当者等に対して、日誌形式のヒアリング調査票を送付します。
- ・ 労務担当者等は、受け取った日誌形式のヒアリング調査票を、対象となる自動車運転者に配付してください。
- ・ 対象となる自動車運転者は、受け取った日誌形式のヒアリング調査票に必要事項を記入し、厚生労働省委託事業事務局（トーマツ）に返送してください（インターネットでの回答も可能）※。

※ 記入内容については、必要に応じて電話等で確認をさせていただきます。

# バス事業者調査票

本調査票は乗合バス（一般路線）専用の回答様式です

## I. 調査対象営業所の概要について

問1 調査対象営業所について、次の（1）～（10）をご回答ください。なお、調査対象営業所において複数の事業を行っている場合、回答対象の事業以外の事業も含めてご回答ください。

※ 問1はこの調査票を受け取った時点の状況をご回答ください。

### （1）調査対象営業所の所在地

( ) 都・道・府・県

### （2）従業員数及び自動車運転者数※

① 営業所全体の従業員数 

--	--	--	--

 人

② （上記①のうち）自動車運転者数 

--	--	--	--

 人

※ 「契約社員」、「パート・アルバイト」、「派遣社員」等の非正規雇用従業員を含めた従業員数をご記入ください。

### （3）営業所全体で保有する車両の台数

① 車両の総数 

--	--	--

 台

② 内訳（車両の種類） ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください

(a) 乗合バス（一般路線）※1 

--	--	--

 台

(b) 乗合バス（高速路線）※2 

--	--	--

 台

(c) 貸切バス 

--	--	--

 台

(d) 特定バス 

--	--	--

 台

※1 乗合バス（一般路線）は、深夜急行バス、コミュニティバス等を含んでください。

※2 乗合バス（高速路線）は、都市間高速バス、空港連絡バス等を含んでください。

③ 内訳（タコグラフの搭載状況） ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください

(a) アナログタコグラフ搭載車両 

--	--	--

 台

(b) デジタルタコグラフ搭載車両 

--	--	--

 台

(c) 未搭載車両 

--	--	--

 台

(4) 営業所全体で運行管理に従事する者の数 ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください

- ① 運行管理者 

--	--	--

 人
- ② 運行管理者の補助者 

--	--	--

 人

(5) 貸切バス事業者安全性評価認定の有無 (あてはまるもの一つに○をしてください)

1. あり (三ツ星)
2. あり (二ツ星)
3. あり (一ツ星)
4. なし

(6) 国土交通省が創設した自動車運送事業者の「働きやすい職場認証制度」の申請を行いますか。(あてはまるもの一つに○をしてください)

1. 申請する (申請した)
2. 申請しない
3. 未定

(7) 労働組合の有無 (あてはまるもの一つに○をしてください)

1. 従業員の過半数で組織する労働組合 (過半数組合) がある
2. 過半数組合ではないが組合がある
3. 労働組合はない

(8) 時間外労働及び休日労働の限度を定める労働基準法第 36 条に基づく労使協定 (36 協定) を締結していますか。(あてはまるもの一つに○をしてください)

1. 締結している
2. 締結していない

(9) 4 週間を平均した 1 週間当たりの拘束時間について、改善基準告示では原則 65 時間を限度とする一方で、書面による労使協定を締結した場合、拘束時間を 71.5 時間まで延長することができます。当該告示内容を基に、拘束時間を延長していますか。(あてはまるもの一つに○をしてください)

1. 拘束時間を延長している
2. 拘束時間を延長していない

(10) 自動車運転者の人手不足感をご回答ください。(あてはまるもの一つに○をしてください)

1. 大いに不足している
2. やや不足している
3. 適当である
4. やや過剰である
5. 大いに過剰である

(10) で「1. 大いに不足している」、「2. やや不足している」と回答した方にうかがいます。

(10) - 1 自動車運転者が不足している要因として考えられることをご回答ください。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 法令遵守や事業拡大等により、多くの自動車運転者が必要なため
2. 同業他社への転職者がいるため
3. 他業種への転職者がいるため
4. 経営事情により採用が困難なため
5. 労働条件に魅力がないため (賃金・労働時間等)
6. その他 ( )

## II. 調査対象営業所の自動車運転者の拘束時間等について

問2 調査対象営業所の自動車運転者全員の拘束時間等について、2019年の状況<sup>※1、2、3</sup>をご回答ください。

- ※1 2019年10月（9月の給与の締め日の翌日以降で貴社が定めている起算日から4週間）の状況をご記入ください。
- ※2 乗合バス（一般路線）、乗合バス（高速路線）、貸切バスを合計した数値をご記入ください。
- ※3 回答欄が空欄の場合はお電話にて照会させていただくことがあります。

(1) 1日<sup>※</sup>の拘束時間（それぞれの時間に該当するおおよその人数を記入ください ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください）

### 1日<sup>※</sup>の拘束時間別の自動車運転者数

2019年10月期

	始業から終業までの 1日の拘束時間	始業時間から起算した 24時間以内の拘束時間
① 13時間以下	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人
② 13時間超～15時間以下	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人
③ 15時間超～16時間以下	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人
④ 16時間超	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人

- ※ 2019年10月中で最も業務量が多いと思われる日についてお答えください。なお、最も業務量が多いと思われる日を決定できない場合は該当する月の「第一営業日」についてお答えいただいても結構です（以下の項目について同じ）。  
計算の対象とする期間における第一営業日の例——  
給与の締め日が25日で、調査対象営業所が定めている起算日が10月1日の場合は10月1日

(2) 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間<sup>※</sup>（それぞれの時間に該当するおおよその人数を記入ください ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください）

### 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間<sup>※</sup>別の自動車運転者数

2019年10月期

① 63時間未満	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人
② 63時間以上～65時間以下	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人
③ 65時間超～71.5時間以下	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人
④ 71.5時間超	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人

- ※ 「4週間を平均した1週間当たりの拘束時間」とは、始業から就業までの時間を4週間分そのまま合計し、1週間当たりで平均した拘束時間をいいます。



(3) 2019年(2019年1月の貴社が予め定めている起算日から52週間)の1年間の拘束時間(それぞれの時間に該当するおおよその人数を記入ください ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください)

1年間の拘束時間別の自動車運転者数

- |                       |   |  |  |  |   |
|-----------------------|---|--|--|--|---|
| ① 3,300時間未満           | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |  |  |  | 人 |
|                       |   |  |  |  |   |
| ② 3,300時間以上～3,380時間以下 | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |  |  |  | 人 |
|                       |   |  |  |  |   |
| ③ 3,380時間超～3,484時間以下  | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |  |  |  | 人 |
|                       |   |  |  |  |   |
| ④ 3,484時間超            | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |  |  |  | 人 |
|                       |   |  |  |  |   |

(4) 上記(1)で計算の対象とした1日の運行における最も長い連続運転時間(それぞれの時間に該当するおおよその人数を記入ください ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください)

連続運転時間別の自動車運転者数

2019年10月期

- |              |   |  |  |  |   |
|--------------|---|--|--|--|---|
| ① 3時間以下      | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |  |  |  | 人 |
|              |   |  |  |  |   |
| ② 3時間超～4時間以下 | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |  |  |  | 人 |
|              |   |  |  |  |   |
| ③ 4時間超～5時間以下 | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |  |  |  | 人 |
|              |   |  |  |  |   |
| ④ 5時間超       | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |  |  |  | 人 |
|              |   |  |  |  |   |

(5) 上記(1)で計算の対象とした1日の運転時間(それぞれの時間に該当するおおよその人数を記入ください ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください)

1日の運転時間別の自動車運転者数

2019年10月期

- |               |   |  |  |  |   |
|---------------|---|--|--|--|---|
| ① 4時間以下       | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |  |  |  | 人 |
|               |   |  |  |  |   |
| ② 4時間超～8時間以下  | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |  |  |  | 人 |
|               |   |  |  |  |   |
| ③ 8時間超～9時間以下  | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |  |  |  | 人 |
|               |   |  |  |  |   |
| ④ 9時間超～10時間以下 | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |  |  |  | 人 |
|               |   |  |  |  |   |
| ⑤ 10時間超       | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |  |  |  | 人 |
|               |   |  |  |  |   |

(6) 上記(1)で計算の対象とした1日の時間外労働時間<sup>※1, 2</sup>(それぞれの時間に該当するおおよその人数を記入ください ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください)

1日の時間外労働時間<sup>※1, 2</sup>別の自動車運転者数

2019年10月期

- |               |   |  |  |  |   |
|---------------|---|--|--|--|---|
| ① 時間外労働なし     | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |  |  |  | 人 |
|               |   |  |  |  |   |
| ② 1時間未満       | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |  |  |  | 人 |
|               |   |  |  |  |   |
| ③ 1時間以上～4時間以下 | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |  |  |  | 人 |
|               |   |  |  |  |   |
| ④ 4時間超～7時間以下  | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |  |  |  | 人 |
|               |   |  |  |  |   |
| ⑤ 7時間超        | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |  |  |  | 人 |
|               |   |  |  |  |   |

※1 「時間外労働時間」とは、法定外労働時間を意味します。  
 例) 通常、午前9時～午後6時(昼休憩1時間)勤務の者が午後8時まで勤務した場合、午前9時から午後6時までの(昼休憩1時間を除く)8時間が法定内労働時間、午後6時から午後8時までの2時間が法定外労働時間です。

※2 貴社の定める残業時間ではありませんのでご注意ください。

(7) 上記(1)で計算の対象とした1日の休憩時間※(それぞれの時間に該当するおおよその人数を記入ください ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください)

1日の休憩時間※別の自動車運転者数

2019年10月期

① 休憩なし	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人
② 1時間以下	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人
③ 1時間超～2時間以下	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人
④ 2時間超～3時間以下	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人
⑤ 3時間超～4時間以下	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人
⑥ 4時間超	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人

※ 貴社が休憩時間と区分している時間をご記入ください。

(8) 第一営業日から起算した1週間において、1日の拘束時間※が15時間を超えた回数(それぞれの時間に該当するおおよその人数を記入ください ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください)

15時間を超えた1週間あたりの回数別の自動車運転者数

2019年10月期

① 0回	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人
② 1回	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人
③ 2回	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人
④ 3回以上	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人

※ ここで記載する「1日の拘束時間」は、各勤務の拘束時間(始業時刻から終業時刻)ではなく、始業時間から起算した24時間以内の拘束時間としてください。

(9) 法定休日※を定めていますか。(あてはまるもの一つに○をしてください)

1. 定めている
2. 定めていない

※ 「法定休日」とは、労働基準法により義務付けられている休日で、少なくとも1週間に1回あるいは4週間を通じて4日以上付与することが定められています。

(9) で「1. 定めている」と回答した方にお尋ねします。

(9) - 1 上記(2)で計算の対象とした4週間における法定休日労働※の回数(それぞれの回数に該当するおおよその人数を記入ください ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください)

法定休日労働※回数別の自動車運転者数

2019年10月期

① 0回	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人
② 1回	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人
③ 2回	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人
④ 3回	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人
⑤ 4回以上	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人

※ 「法定休日労働」とは、法定休日に行う労働をいいます。

乗合バス(一般路線)とそれ以外の事業を兼任する自動車運転者の有無について

付問 上記(1)～(9)で回答した自動車運転者のうち、乗合バス(一般路線)と、それ以外の事業(乗合バス(高速路線)又は貸切バス等)を兼任する自動車運転者はいますか。(あてはまるもの一つに○をしてください)

1. いる
2. いない

(10) 中間開放（勤務解放）の時間<sup>※1、2</sup>は拘束時間に含めていますか。（あてはまるもの一つに○をしてください）

1. 含めている
2. 含めている場合と含めていない場合がある
3. 含めていない

※1 「中間解放（勤務解放）の時間」とは、朝夕の需要に合わせて運転業務を行い、昼間時間帯は休むという業務方法をいいます。朝夕それぞれで始業・終業の点呼を行い、昼間時間帯は業務から開放し、運転手によっては帰宅する等自由に利用している場合があります。

※2 中間解放（勤務解放）は2時間以上の休憩とします。

(11) 中間解放（勤務解放）の時間について、どのような点が課題と考えますか。また、中間解放（勤務解放）の時間について拘束時間に含めている場合には、その最も長い時間についてもご記入ください。

### III. 改善基準告示の特例等の利用状況について

問3 次の(1)～(4)に示す改善基準告示の特例※<sup>1</sup>について、2019年(2019年1月の貴社が予め定めている起算日から52週間)における貴社全体の利用状況をご回答ください。(それぞれ、あてはまるもの一つに○をしてください)

特例	あった	なかった
(1) 休息期間分割の特例※ <sup>2</sup> が適用される運行	1	2
(2) 2人乗務の特例※ <sup>3</sup> が適用される運行	1	2
(3) 隔日勤務の特例※ <sup>4</sup> が適用される運行	1	2
(4) フェリー乗船の特例※ <sup>5</sup> が適用される運行	1	2

- ※1 「特例」とは、業務の必要上やむを得ない場合等に適用できる規定をいいます。
- ※2 業務の必要上、勤務の終了後継続した8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間における全勤務回数の2分の1の回数を限度として、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができます。
- ※3 運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合には、1日の最大拘束時間を20時間まで延長でき、また、休息期間を4時間まで短縮できます。
- ※4 業務の必要上やむを得ない場合には、当分の間、次の条件の下に隔日勤務に就かせることができます。
- ① 2暦日における拘束時間は、21時間を超えないこと。
  - ② 勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与えること。
- ※5 運転者が勤務の途中においてフェリーに乗船する場合には、フェリー乗船時間のうち2時間については拘束時間として取り扱い、その他の時間については休息期間として取り扱います。

問3(1)が「1. あった」と回答した方にお尋ねします。

問3(1)－1 休息期間分割の特例が適用される運行の頻度についてご回答ください。(あてはまるもの一つに○をしてください)

1. よくあった(1週間に1回以上)
2. 時々あった(4週間に1回以上)
3. まれにあった(1年間に1回以上)

問3(1)が「1. あった」と回答した方にお尋ねします。

問3(1)－2 1日の始業から終業までの間において、休息期間分割の特例を利用し、連続4時間以上あいた場合、その時間を1日の拘束時間に含めていますか。(あてはまるもの一つに○をしてください)

1. 含めている
2. 含めていない
3. 含めている場合と含めていない場合がある

問3 (1) が「1. あった」と回答した方にお尋ねします。

問3 (1) - 3 休息期間分割の特例について、どのような点が課題と考えますか。また、休息期間分割の特例を利用し、連続4時間以上あいた時間を1日の拘束時間に含めている場合には、その最も長い時間についてもご記入ください。

(問4以降は全員にお尋ねします。)

問4 鉄道代行輸送及び振替輸送の有無について、2019年(2019年1月の貴社が予め定めている起算日から52週間)における、**貴社全体の状況**をご回答ください。(それぞれ、あてはまるもの一つに○をしてください)

突発的に発生した増便(増回)等の輸送	あった	なかった
(1) 鉄道代行輸送	1	2
(2) 鉄道振替輸送によるバスの増便	1	2
(3) 帰宅困難者輸送(被災地・空港等)	1	2
(4) その他( )	1	2

問4 (1)～(4)のいずれかで「1. あった」と回答した方にお尋ねします。

問4-1 鉄道代行輸送及び振替輸送を行ったことにより、やむを得ず拘束時間および運転時間が改善基準告示違反となってしまった実績について、2019年(2019年1月の貴社が予め定めている起算日から52週間)における、**貴社全体の状況**をご回答ください。(それぞれ、あてはまるもの一つに○をしてください)

改善基準告示の違反内容	あった	なかった
(1) 拘束時間の違反	1	2
(2) 運転時間の違反	1	2
(3) その他の違反 ( )	1	2

問5 道路渋滞による遅延の結果、やむを得ず拘束時間および運転時間が改善基準告示違反となってしまった実績について、2019年(2019年1月の貴社が予め定めている起算日から52週間)における、**貴社全体の状況**をご回答ください。(それぞれ、あてはまるもの一つに○をしてください)

改善基準告示の違反内容	常 にあ った	よ く あ った	時 々 あ った	な か っ た
(1) 拘束時間の違反	1	2	3	4
(2) 運転時間の違反	1	2	3	4
(3) その他の違反 ( )	1	2	3	4



## IV. 改善基準告示の内容について

### ■改善基準告示の主な内容

- (1) 1日の拘束時間は13時間以内を基本とし、延長する場合であっても16時間を限度とする。(ただし、15時間を超える回数は1週間につき2回まで)
- (2) 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間は原則として65時間を限度とする。貸切バスを運行する営業所において労使協定を締結した場合、71.5時間まで延長することができる。(ただし、延長できるのは52週のうち16週まで)
- (3) 1日の休息期間は継続8時間以上とする。
- (4) 休息期間は分割して取得することができる。(1日において1回あたり継続4時間以上、合計10時間以上)
- (5) 1日の運転時間は2日を平均で9時間を限度とする。
- (6) 4週間を平均した1週間当たりの運転時間は原則として40時間を限度とする。貸切バスを運行する営業所において労使協定を締結した場合、44時間まで延長することができる。(ただし、延長できるのは52週間の運転時間が2,080時間を超えない範囲で、52週のうち16週間まで)
- (7) 連続運転時間は4時間を限度とする。
- (8) 連続運転時間中の休憩時間は、運転開始後4時間以内又は4時間経過後に運転を中断して30分以上確保する。(ただし、休憩時間は1回10分以上としたうえで分割することも可能)
- (9) 休日労働は2週間に1回を限度とする。

問6 現行の改善基準告示について、問題があると感じる項目はありますか。バス事業の特性及び貴社全体の状況を踏まえてご回答ください。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 1日の拘束時間
2. 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間
3. 休息期間
4. 休息期間分割の特例
5. 2日を平均した1日の運転時間
6. 4週間を平均した1週間当たりの運転時間
7. 連続運転時間
8. 連続運転時間中の休憩時間等
9. 休日労働
10. 特にない

ここからの質問（問6-1～問6-9）は、問6で選んだ選択肢によって回答いただきたい質問が異なります。以下の表に従って、該当する質問にご回答ください。

	ご回答いただく 質問	チェック欄 (回答対象に☑を ご記入ください)
問6で「1. 1日の拘束時間」を選択した方	問6-1	<input type="checkbox"/>
「2. 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間」を選択した方	問6-2	<input type="checkbox"/>
「3. 休息期間」を選択した方	問6-3	<input type="checkbox"/>
「4. 休息期間分割の特例」を選択した方	問6-4	<input type="checkbox"/>
「5. 2日を平均した1日の運転時間」を選択した方	問6-5	<input type="checkbox"/>
「6. 4週間を平均した1週間当たりの運転時間」を選択した方	問6-6	<input type="checkbox"/>
「7. 連続運転時間」を選択した方	問6-7	<input type="checkbox"/>
「8. 連続運転時間中の休憩時間等」を選択した方	問6-8	<input type="checkbox"/>
「9. 休日労働」を選択した方	問6-9	<input type="checkbox"/>

（問6で「10. 特にない」を選択した方は、問7にお進みください。）

問6で「1. 1日の拘束時間」と回答した方にお尋ねします。

問6-1 「1日の拘束時間」について、どのような点に問題があると感じますか。（あてはまるもの全てに○をしてください）

1. 「13時間以内」が基本とされていること  
(適切と思う時間： 時間 分)
2. 延長する場合「16時間」が限度であること  
(適切と思う時間： 時間 分)
3. 延長する場合でも、1週間のうち15時間を超える回数は「2回」までであること  
(適切と思う回数： 回)
4. その他 ( )

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問6で「2. 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間」と回答した方にお尋ねします。

問6-2 「4週間を平均した1週間当たりの拘束時間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 原則として「65時間」が限度であること  
(適切と思う時間: 時間 分)
2. 延長する場合「71.5時間」が限度であること  
(適切と思う時間: 時間 分)
3. 延長する場合でも、52週のうち延長可能な週数は「16週」までであること  
(適切と思う週数: 週)
4. その他 ( )

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問6で「3. 休息期間」と回答した方にお尋ねします。

問6-3 「休息期間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 継続「8時間」以上であること (適切と思う時間: 時間 分)
2. その他 ( )

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問6で「4. 休息期間分割の特例」と回答した方にお尋ねします。

問6-4 「休息期間分割の特例」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 休息期間を分割する場合は1日において1回当たり継続「4時間」以上であること  
(適切と思う時間： 時間 分)
2. 休息期間を分割する場合は1日において合計「10時間」以上であること  
(適切と思う時間： 時間 分)
3. その他 ( )

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問6で「5. 2日を平均した1日の運転時間」と回答した方にお尋ねします。

問6-5 「2日を平均した1日の運転時間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 「9時間」が限度であること (適切と思う時間： 時間 分)
2. その他 ( )

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問6で「6. 4週間を平均した1週間当たりの運転時間」と回答した方にお尋ねします。

問6-6 「4週間を平均した1週間当たりの運転時間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 原則として「40時間」が限度であること

(適切と思う時間: 時間 分)

2. 延長する場合「44時間」までであること

(適切と思う時間: 時間 分)

3. 延長する場合でも、52週の運転時間が2,080時間を超えない範囲内において、52週のうち延長可能な週数は「16週」までであること

(適切と思う週数: 週)

4. その他 ( )

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問6で「7. 連続運転時間」と回答した方にお尋ねします。

問6-7 「連続運転時間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 「4時間」が限度であること

(適切と思う時間: 時間 分)

2. その他 ( )

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問6で「8. 連続運転時間中の休憩時間等」と回答した方にお尋ねします。

問6-8 「連続運転時間中の休憩時間等」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 「30分」以上を確保すること (適切と思う時間: 分)
2. 休憩を分割して取る場合は1回「10分」以上とすること (適切と思う時間: 分)
3. その他 ( )

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問6で「9. 休日労働」と回答した方にお尋ねします。

問6-9 「休日労働」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 休日労働は「2週間に1回」が限度であること (適切と思う頻度: 週間に回)
2. その他 ( )

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

## V. その他

問7 改善基準告示を遵守することが難しい理由について、**貴社全体の状況を踏まえ**、ご回答ください。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 地域の公共交通機関であり、路線の廃止再編や運行回数の削減を進めにくいから
2. 需要に対応するため早朝深夜のダイヤを維持しなければならないから
3. 突発的な利用者の急増に対応しなければならないから
4. 旅行代理店等のエージェントや顧客の要望に対応しなければならないから
5. 道路渋滞で計画通りの運行ができないから
6. 自動車運転者の当日の突発的な休みに対して、改善基準告示遵守に対応できる代替要員の確保が難しいから
7. 自動車運転者が時間外労働を希望するから
8. 自動車運転者が時間外労働や勤務変更等に協力してくれないから
9. 改善基準告示の特例について労使間の合意が得られないから
10. 必要な数の自動車運転者を雇用できないから
11. 大都市と過疎地域で同一の改善基準告示となっているから
12. 改善基準告示が複雑すぎて、バスの運行管理の実情に合っていないから
13. その他
14. 改善基準告示を遵守する上で、特に難しいことはない

(具体的に1～13の内容についてご記入ください。)

問8 改善基準告示に基づく運行管理を4週間ごとに行うことについて、賃金や労働時間を管理する上で、支障はありますか。(あてはまるもの一つに○をしてください)

1. 支障を感じている
2. 支障を感じていない

問8で「1. 支障を感じている」と回答した方にお尋ねします。

問8-1 改善基準告示に基づく運行管理を4週間ごとから1ヶ月ごとに変更する場合、システム改修などの費用が発生すると想定されますが運行管理の期間を1ヶ月ごとに変更しますか。(あてはまるもの一つに○をしてください)

1. 変更する
2. 変更しない
3. わからない

問9 自動車運転者の過労防止のため、事業者として改善基準告示の規制を強めた方が良いと考える項目はありますか。(あてはまるもの三つまでに○をしてください)

1. 1日の拘束時間
2. 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間
3. 休息期間
4. 休息期間分割の特例
5. 2日を平均した1日の運転時間
6. 4週間を平均した1週間当たりの運転時間
7. 連続運転時間
8. 連続運転時間中の休憩時間等
9. 休日労働
10. 特にない

問10 現在の改善基準告示の内容や改善基準告示の改定等についてのご意見を以下からお選びください。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 現在よりも多くの自動車運転者を雇用する必要がある
2. 自動車運転者の給与減少が予想され、離職する恐れがある
3. 路線の廃止再編や運行回数の削減等のサービス低下が避けられない
4. バス料金の値上げを検討せざるを得ない
5. 改善基準告示の内容が複雑であり、分かりやすくして欲しい
6. 乗合と貸切では運行形態が異なる事から、それぞれに応じたバスの特例を設けて欲しい
7. 大都市における乗合バスの特例を設けて欲しい
8. 高速バスの特例を設けて欲しい
9. その他 ( )

上記のように考える理由や具体的な内容をご記入ください。

--

## VI. 照会先(回答者)について

※ 内容の正確を期すために連絡することがございますので必ずご記入ください。

ご氏名		電話番号	
部署名・ 役職名		メールアドレス	

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。



## 乗合バス（高速路線）専用

### 厚生労働省委託事業

#### 「自動車運転者の労働時間等に係る実態調査」（バス事業者調査）ご協力をお願い

厚生労働省委託事業事務局（有限責任監査法人トーマツ）

#### 1. 調査の目的

- ・ 自動車運転者は長時間労働の実態にあり、今般、過労死の発生を防止する観点から、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）」の見直しに向けた検討を行うことになりました。
- ・ この調査結果は、見直しに向けた議論の資料（※）となりますので、ご多用の折に恐れ入りますが、この調査にご回答いただけますようお願いいたします。  
（※）厚生労働省労働政策審議会労働条件分科会自動車運転者労働時間等専門委員会（以下、「専門委員会」という）の資料
- ・ なお、この調査は、専門委員会の議論を踏まえつつ、すべての都道府県から無作為に選定したバス事業者を対象に、厚生労働省より委託を受けた有限責任監査法人トーマツが実施致します。
- ・ ご回答内容は、労働基準監督署の立入調査等、本調査の目的外に使用することはありません。企業名やご回答者様が特定される形で公表されることもございませんので、実態をありのままご回答いただけますと幸いです。また、ご回答内容は取扱いに十分注意し、統計的に処理致します。

本調査にご協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 2. 回答にあたって

##### （1）調査概要及び実施方法

- ・ 本調査票は事業内容に「**乗合バス（高速路線）**」がある企業を対象とした調査票です。調査対象時期である2019年に「乗合バス（高速路線）」事業を行っていない場合等、不明な点があれば下記問い合わせ先までご連絡ください。
- ・ 調査票のⅠ章（P 1～3）及びⅡ章（P 4～9）は営業所について、Ⅲ章以降（P 10以降）は企業全体についてご回答ください。貴社において乗合バス（高速路線）事業を営む営業所が複数ある場合には、車両数の最も多い営業所等の実態を記入してください。
- ・ この調査票（乗合バス（高速路線）専用）の他に「乗合バス（一般路線）専用」や「貸切バス専用」があるため、貴社で複数の事業を営む場合には、調査票が複数届く場合があります。その場合、それぞれの調査票で回答対象とする営業所が重複しないよう、調査対象営業所を選別（※）してください（（※）車両数の最も多い営業所等を選別すると営業所が重複してしまう場合には、売上高等の情報を参考に、営業所が重複しないように選別してください）。
- ・ 調査票は、貴社において運行管理に従事する方や人事労務部門の担当者等、自動車運転者の労働時間等についてよく把握されている方（以下「労務担当者等」という）が記入してください。ただし、労務担当者等で記入できない場合は、その一部を回答できる他の部門の方に記入いただいても構いません。
- ・ 調査票においては、質問に沿って、回答欄に直接、黒ボールペンまたは濃い黒色鉛筆で記入して、返送してください。なお、このページは切り離さずにそのまま返送してください。
- ・ 本調査はインターネット上でご回答いただくことも可能です。インターネットでのご回答の際は、下のQRコード、もしくはURLより回答ページにアクセスいただき、下記のIDを入力してください。

回答ページログイン用のID：XXXXXXXX



(URL : <https://www.●●.jp>)

##### （2）提出期限

2020年11月30日（月）

（インターネット上で回答する場合は上記期日までに回答ください）

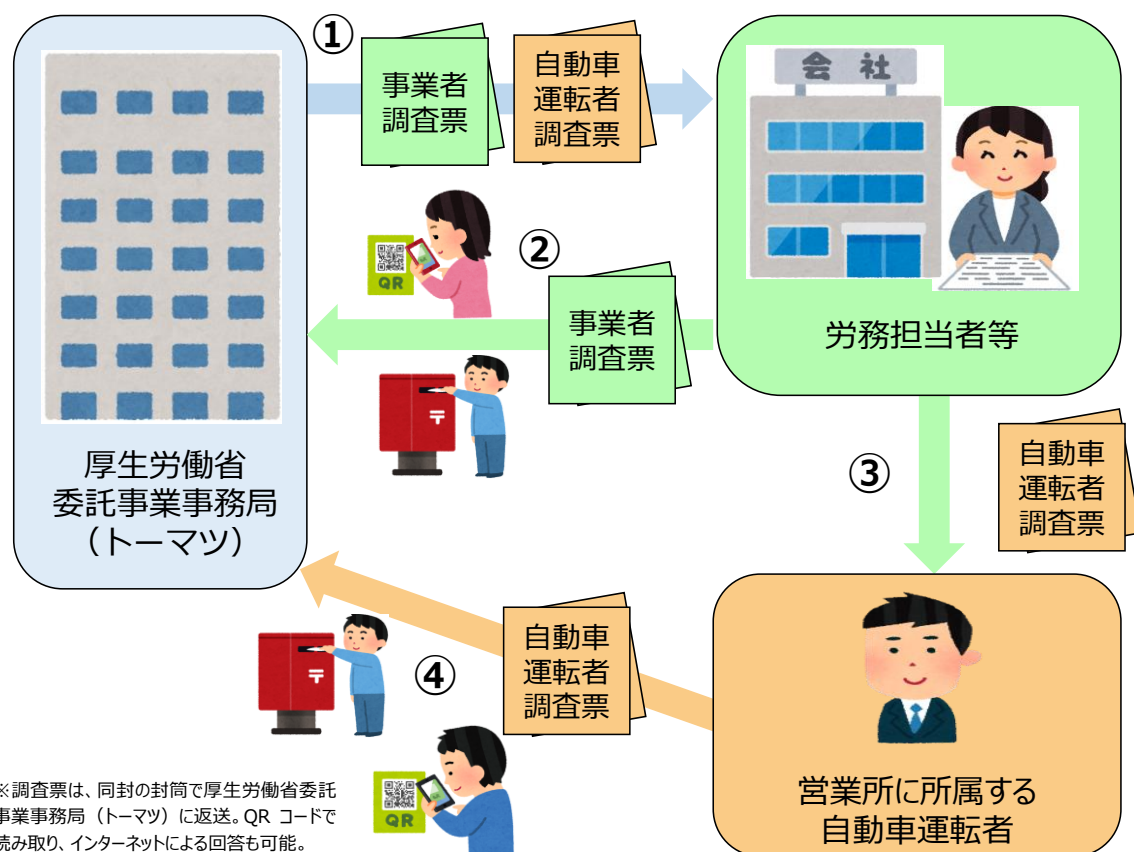
問い合わせ先

厚生労働省委託事業事務局（有限責任監査法人トーマツ）

電話：●●●●●●（平日：10時～17時）

Eメール：●●●●●●@tohmatu.co.jp

### (3) 調査の流れについて



- ① 厚生労働省委託事業事務局のトーマツから、貴社の労務担当者等に「事業者調査票」と「自動車運転者調査票」を送付します。※「自動車運転者調査票」は返信用封筒とともに一人分ずつ封入しています。

#### 【労務担当者等が行うこと】

- ② 労務担当者等は事業者調査票に必要事項を記入の上、期日までに同封の返信用封筒でトーマツに事業者調査票を送付してください（QRコードを用いてインターネット上で回答し、送信する方法も可能）。
- ③ 事業者調査票のⅠ章（P1～3）及びⅡ章（P4～9）で実態を記入する営業所に所属する自動車運転者のうち、選定条件に合致した自動車運転者に対し、労務担当者等が自動車運転者調査票（封筒含む）を手交し、記入を依頼してください。

#### 【自動車運転者が行うこと】

- ④ 労務担当者等から、自動車運転者調査票（封筒含む）を交付された後、自動車運転者調査票に必要事項を記入し、期日までに同封の返信用封筒でトーマツに自動車運転者調査票を送付してください（QRコードを用いてインターネット上で回答し、送信する方法も可能）。

#### 【留意事項】

- 「自動車運転者調査票」は、事業者調査票Ⅰ章及びⅡ章にて実態を記入する営業所の自動車運転者（最大4名）にお渡しください（詳細は下の枠内をご確認ください）。なお、定数に満たない場合は、その営業所に所属するすべての自動車運転者に対してお渡しください。

2019年10月において「4週間の拘束時間の合計が平均的な自動車運転者2名」と  
 2019年10月において「4週間の拘束時間の合計が最も長い自動車運転者2名」に  
 該当する自動車運転者

- 自動車運転者調査票を自動車運転者にお渡しいただく際に、その対象者が**従事する業務が「乗合バス（高速路線）」であること**をお伝えいただくようお願いします。なお、対象者が「乗合バス（高速路線）」の他に「乗合バス（一般路線）」や「貸切バス」の業務に従事する場合には、その旨お伝えいただき、**複数の事業を踏ま**

えて記載するようお伝えください。

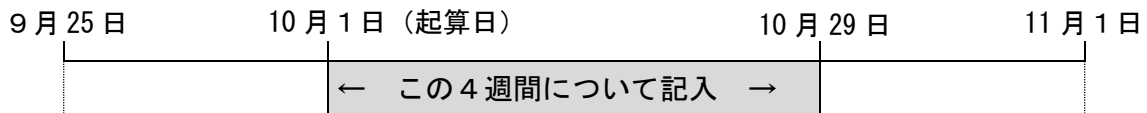
- ・ 自動車運転者調査票は、記入いただく自動車運転者から直接返送（もしくは、直接インターネットで回答）していただきますので、貴社や営業所で回答を取りまとめていただく必要はございません。
- ・ 自動車運転者調査票は封をしてありますので、開封せずに該当する自動車運転者にお渡しください。
- ・ 一部の自動車運転者には、通信調査の実施後、日誌形式のヒアリング調査への協力を依頼する場合がございます。その場合は、まずは労務担当者等に連絡させていただきます。

#### (4) 調査対象となる期間の考え方について

- ・ 事業者調査票の「問2」において、自動車運転者の2019年の拘束時間等について尋ねる質問があります。調査対象となる期間の考え方は、下の枠内をご確認ください。

2019年10月（9月の給与の締め日の翌日以降で貴社が定めている起算日から4週間）の状況を回答してください。

【例】給与の締め日が25日で、貴社が定めている起算日が10月1日の場合



### 3. 記入時の注意事項について

#### ① 記入欄に数字を記入する質問

##### (3) 保有する車両の台数

##### ① 車両の総数

6 0 台

記入欄に記入してください。複数枠があるものは、それぞれ記入してください。  
※該当なしの場合は「0」と記入してください。

#### ② 選択肢式の質問

(10) - 1 自動車運転者が不足している要因として考えられることをご回答ください。（あてはまるもの全てに○をしてください）

1. 法令遵守や事業拡大等により、多くの自動車運転者が必要なため
- ② 同業他社への転職者がいるため
- ③ 他業種への転職者がいるため
4. 経営事情により、削減が必要
5. 労働条件に魅力が不足している
6. その他（ ）

「あてはまるもの一つに○をしてください」と記載があるものは一つだけに○を付けてください。「あてはまるもの全てに○をしてください」と記載があるものはあてはまるものであればいくつでも○を付けてください。また、その他を選択した場合、分かる範囲でその内容を括弧内にも記入してください。

### ③表組の質問

問3 次の(1)～(4)に示す改善基準告示の特例<sup>\*1</sup>について、2019年(2019年1月の貴社が予め定めている起算日から52週間)における貴社全体の利用状況をご回答(項目ごとに当てはまる選択肢に○を付けてください)

特例	あった	なかった
(1) 休息期間分割の特例 <sup>*2</sup> が適用される運行	<input checked="" type="radio"/> 1	<input type="radio"/> 2
(2) 2人乗務の特例 <sup>*3</sup> が適用される運行	<input type="radio"/> 1	<input checked="" type="radio"/> 2
(3) 隔日勤務の特例 <sup>*4</sup> が適用される運行	<input type="radio"/> 1	<input checked="" type="radio"/> 2
(4) フェリー乗船の特例 <sup>*5</sup> が適用される運行	<input type="radio"/> 1	<input checked="" type="radio"/> 2

項目ごとに当てはまる選択肢に○を付けてください。

### ④選択肢の横に記入欄のある質問

問6-1 「1日の拘束時間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 「13時間以内」が基本とされていること

(適切と思う時間: )

2. 延長する場合「16時間」が限度であること

(適切と思う時間: 時間 分)

3. 延長する場合でも、1週間のうち15時間を超える回数は「2回」までであること

(適切と思う回数: 回)

4. その他 ( )

あてはまるものに○を付けた上で、記入欄に具体的な数字を記入してください。

### ⑤自由記述式の質問

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

文字数に決まりはありませんので、枠内に簡潔に記述してください。

#### 参考：日誌形式のヒアリングの実施方法

- ・ 自動車運転者への通信調査の回答を踏まえ、厚生労働省委託事業事務局（トーマツ）から本社の労務担当者等に、所属する自動車運転者に対して日誌形式のヒアリングを行いたい旨を連絡します。
- ・ 労務担当者等にヒアリングの許可が得られた場合には、厚生労働省委託事業事務局（トーマツ）が労務担当者等に対して、日誌形式のヒアリング調査票を送付します。
- ・ 労務担当者等は、受け取った日誌形式のヒアリング調査票を、対象となる自動車運転者に配付してください。
- ・ 対象となる自動車運転者は、受け取った日誌形式のヒアリング調査票に必要事項を記入し、厚生労働省委託事業事務局（トーマツ）に返送してください（インターネットでの回答も可能）※。

※ 記入内容については、必要に応じて電話等で確認をさせていただきます。

# バス事業者調査票

本調査票は乗合バス（高速路線）専用の回答様式です

## I. 調査対象営業所の概要について

問1 調査対象営業所について、次の（1）～（10）をご回答ください。なお、調査対象営業所において複数の事業を行っている場合、回答対象の事業以外の事業も含めてご回答ください。

※ 問1はこの調査票を受け取った時点の状況をご回答ください。

### （1）調査対象営業所の所在地

( ) 都・道・府・県
-------------

### （2）従業員数及び自動車運転者数※

① 営業所全体の従業員数 

--	--	--	--

 人

② （上記①のうち）自動車運転者数 

--	--	--	--

 人

※ 「契約社員」、「パート・アルバイト」、「派遣社員」等の非正規雇用従業員を含めた従業員数をご記入ください。

### （3）営業所全体で保有する車両の台数

① 車両の総数 

--	--	--

 台

② 内訳（車両の種類） ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください

(a) 乗合バス（一般路線）※<sup>1</sup>

--	--	--

 台

(b) 乗合バス（高速路線）※<sup>2</sup>

--	--	--

 台

(c) 貸切バス 

--	--	--

 台

(d) 特定バス 

--	--	--

 台

※<sup>1</sup> 乗合バス（一般路線）は、深夜急行バス、コミュニティバス等を含んでください。

※<sup>2</sup> 乗合バス（高速路線）は、都市間高速バス、空港連絡バス等を含んでください。

③ 内訳（タコグラフの搭載状況） ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください

(a) アナログタコグラフ搭載車両 

--	--	--

 台

(b) デジタルタコグラフ搭載車両 

--	--	--

 台

(c) 未搭載車両 

--	--	--

 台

(4) 営業所全体で運行管理に従事する者の数 ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください

- ① 運行管理者 

--	--	--

 人
- ② 運行管理者の補助者 

--	--	--

 人

(5) 貸切バス事業者安全性評価認定の有無 (あてはまるもの一つに○をしてください)

1. あり (三ツ星)
2. あり (二ツ星)
3. あり (一ツ星)
4. なし

(6) 国土交通省が創設した自動車運送事業者の「働きやすい職場認証制度」の申請を行いますか。(あてはまるもの一つに○をしてください)

1. 申請する (申請した)
2. 申請しない
3. 未定

(7) 労働組合の有無 (あてはまるもの一つに○をしてください)

1. 従業員の過半数で組織する労働組合 (過半数組合) がある
2. 過半数組合ではないが組合がある
3. 労働組合はない

(8) 時間外労働及び休日労働の限度を定める労働基準法第 36 条に基づく労使協定 (36 協定) を締結していますか。(あてはまるもの一つに○をしてください)

1. 締結している
2. 締結していない

(9) 4 週間を平均した 1 週間当たりの拘束時間について、改善基準告示では原則 65 時間を限度とする一方で、書面による労使協定を締結した場合、拘束時間を 71.5 時間まで延長することができます。当該告示内容を基に、拘束時間を延長していますか。(あてはまるもの一つに○をしてください)

1. 拘束時間を延長している
2. 拘束時間を延長していない

(10) 自動車運転者の人手不足感をご回答ください。(あてはまるもの一つに○をしてください)

1. 大いに不足している
2. やや不足している
3. 適当である
4. やや過剰である
5. 大いに過剰である

(10) で「1. 大いに不足している」、「2. やや不足している」と回答した方にうかがいます。

(10) - 1 自動車運転者が不足している要因として考えられることをご回答ください。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 法令遵守や事業拡大等により、多くの自動車運転者が必要なため
2. 同業他社への転職者がいるため
3. 他業種への転職者がいるため
4. 経営事情により採用が困難なため
5. 労働条件に魅力がないため (賃金・労働時間等)
6. その他 ( )

## II. 調査対象営業所の自動車運転者の拘束時間等について

問2 調査対象営業所の自動車運転者全員の拘束時間等について、2019年の状況<sup>※1、2、3</sup>をご回答ください。

- ※1 2019年10月（9月の給与の締め日の翌日以降で貴社が定めている起算日から4週間）の状況をご記入ください。
- ※2 乗合バス（一般路線）、乗合バス（高速路線）、貸切バスを合計した数値をご記入ください。
- ※3 回答欄が空欄の場合はお電話にて照会させていただくことがあります。

(1) 1日<sup>※</sup>の拘束時間（それぞれの時間に該当するおおよその人数を記入ください ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください）

### 1日<sup>※</sup>の拘束時間別の自動車運転者数

2019年10月期

	始業から終業までの 1日の拘束時間	始業時間から起算した 24時間以内の拘束時間
① 13時間以下	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人
② 13時間超～15時間以下	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人
③ 15時間超～16時間以下	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人
④ 16時間超	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人

- ※ 2019年10月中で最も業務量が多いと思われる日についてお答えください。なお、最も業務量が多いと思われる日を決定できない場合は該当する月の「第一営業日」についてお答えいただいても結構です（以下の項目について同じ）。  
計算の対象とする期間における第一営業日の例——  
給与の締め日が25日で、調査対象営業所が定めている起算日が10月1日の場合は10月1日

(2) 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間<sup>※</sup>（それぞれの時間に該当するおおよその人数を記入ください ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください）

### 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間<sup>※</sup>別の自動車運転者数

2019年10月期

① 63時間未満	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人
② 63時間以上～65時間以下	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人
③ 65時間超～71.5時間以下	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人
④ 71.5時間超	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 人

- ※ 「4週間を平均した1週間当たりの拘束時間」とは、始業から就業までの時間を4週間分そのまま合計し、1週間当たりで平均した拘束時間をいいます。



(3) 2019年(2019年1月の貴社が予め定めている起算日から52週間)の1年間の拘束時間(それぞれの時間に該当するおおよその人数を記入ください ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください)

1年間の拘束時間別の自動車運転者数

- |                       |   |  |  |  |   |
|-----------------------|---|--|--|--|---|
| ① 3,300時間未満           | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |  |  |  | 人 |
|                       |   |  |  |  |   |
| ② 3,300時間以上～3,380時間以下 | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |  |  |  | 人 |
|                       |   |  |  |  |   |
| ③ 3,380時間超～3,484時間以下  | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |  |  |  | 人 |
|                       |   |  |  |  |   |
| ④ 3,484時間超            | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |  |  |  | 人 |
|                       |   |  |  |  |   |

(4) 上記(1)で計算の対象とした1日の運行における最も長い連続運転時間(それぞれの時間に該当するおおよその人数を記入ください ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください)

連続運転時間別の自動車運転者数

2019年10月期

- |              |   |  |  |  |   |
|--------------|---|--|--|--|---|
| ① 3時間以下      | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |  |  |  | 人 |
|              |   |  |  |  |   |
| ② 3時間超～4時間以下 | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |  |  |  | 人 |
|              |   |  |  |  |   |
| ③ 4時間超～5時間以下 | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |  |  |  | 人 |
|              |   |  |  |  |   |
| ④ 5時間超       | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |  |  |  | 人 |
|              |   |  |  |  |   |

(5) 上記(1)で計算の対象とした1日の運転時間(それぞれの時間に該当するおおよその人数を記入ください ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください)

1日の運転時間別の自動車運転者数

2019年10月期

- |               |   |  |  |  |   |
|---------------|---|--|--|--|---|
| ① 4時間以下       | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |  |  |  | 人 |
|               |   |  |  |  |   |
| ② 4時間超～8時間以下  | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |  |  |  | 人 |
|               |   |  |  |  |   |
| ③ 8時間超～9時間以下  | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |  |  |  | 人 |
|               |   |  |  |  |   |
| ④ 9時間超～10時間以下 | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |  |  |  | 人 |
|               |   |  |  |  |   |
| ⑤ 10時間超       | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |  |  |  | 人 |
|               |   |  |  |  |   |

(6) 上記(1)で計算の対象とした1日の時間外労働時間<sup>※1, 2</sup>(それぞれの時間に該当するおおよその人数を記入ください ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください)

1日の時間外労働時間<sup>※1, 2</sup>別の自動車運転者数

2019年10月期

- |               |   |  |  |  |   |
|---------------|---|--|--|--|---|
| ① 時間外労働なし     | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |  |  |  | 人 |
|               |   |  |  |  |   |
| ② 1時間未満       | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |  |  |  | 人 |
|               |   |  |  |  |   |
| ③ 1時間以上～4時間以下 | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |  |  |  | 人 |
|               |   |  |  |  |   |
| ④ 4時間超～7時間以下  | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |  |  |  | 人 |
|               |   |  |  |  |   |
| ⑤ 7時間超        | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |  |  |  | 人 |
|               |   |  |  |  |   |

※1 「時間外労働時間」とは、法定外労働時間を意味します。  
 例) 通常、午前9時～午後6時(昼休憩1時間)勤務の者が午後8時まで勤務した場合、午前9時から午後6時までの(昼休憩1時間を除く)8時間が法定内労働時間、午後6時から午後8時までの2時間が法定外労働時間です。

※2 貴社の定める残業時間ではありませんのでご注意ください。

(7) 上記(1)で計算の対象とした1日の休憩時間※(それぞれの時間に該当するおおよその人数を記入ください) ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください

1日の休憩時間※別の自動車運転者数

2019年10月期

- |              |   |  |  |  |   |
|--------------|---|--|--|--|---|
| ① 休憩なし       | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |  |  |  | 人 |
|              |   |  |  |  |   |
| ② 1時間以下      | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |  |  |  | 人 |
|              |   |  |  |  |   |
| ③ 1時間超～2時間以下 | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |  |  |  | 人 |
|              |   |  |  |  |   |
| ④ 2時間超～3時間以下 | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |  |  |  | 人 |
|              |   |  |  |  |   |
| ⑤ 3時間超～4時間以下 | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |  |  |  | 人 |
|              |   |  |  |  |   |
| ⑥ 4時間超       | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |  |  |  | 人 |
|              |   |  |  |  |   |

※ 貴社が休憩時間と区分している時間をご記入ください。

(8) 第一営業日から起算した1週間において、1日の拘束時間※が15時間を超えた回数(それぞれの時間に該当するおおよその人数を記入ください) ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください

15時間を超えた1週間あたりの回数別の自動車運転者数

2019年10月期

- |        |   |  |  |  |   |
|--------|---|--|--|--|---|
| ① 0回   | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |  |  |  | 人 |
|        |   |  |  |  |   |
| ② 1回   | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |  |  |  | 人 |
|        |   |  |  |  |   |
| ③ 2回   | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |  |  |  | 人 |
|        |   |  |  |  |   |
| ④ 3回以上 | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table> |  |  |  | 人 |
|        |   |  |  |  |   |

※ ここで記載する「1日の拘束時間」は、各勤務の拘束時間(始業時刻から終業時刻)ではなく、始業時間から起算した24時間以内の拘束時間としてください。

(9) 法定休日※を定めていますか。(あてはまるもの一つに○をしてください)

1. 定めている
2. 定めていない

※ 「法定休日」とは、労働基準法により義務付けられている休日で、少なくとも1週間に1回あるいは4週間を通じて4日以上付与することが定められています。

(9) で「1. 定めている」と回答した方にお尋ねします。

(9) - 1 上記(2)で計算の対象とした4週間における法定休日労働※の回数(それぞれの回数に該当するおおよその人数を記入ください ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください)

法定休日労働※回数別の自動車運転者数

2019年10月期

① 0回	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人
② 1回	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人
③ 2回	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人
④ 3回	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人
⑤ 4回以上	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	人

※ 「法定休日労働」とは、法定休日に行う労働をいいます。

乗合バス(高速路線)とそれ以外の事業を兼任する自動車運転者の有無について

付問 上記(1)～(9)で回答した自動車運転者のうち、乗合バス(高速路線)と、それ以外の事業(乗合バス(一般路線)又は貸切バス等)を兼任する自動車運転者はいますか。(あてはまるもの一つに○をしてください)

1. いる
2. いない

(10) 中間開放（勤務解放）の時間<sup>※1、2</sup>は拘束時間に含めていますか。（あてはまるもの一つに○をしてください）

1. 含めている
2. 含めている場合と含めていない場合がある
3. 含めていない

※1 「中間解放（勤務解放）の時間」とは、朝夕の需要に合わせて運転業務を行い、昼間時間帯は休むという業務方法をいいます。朝夕それぞれで始業・終業の点呼を行い、昼間時間帯は業務から開放し、運転手によっては帰宅する等自由に利用している場合があります。

※2 中間解放（勤務解放）は2時間以上の休憩とします。

(11) 中間解放（勤務解放）の時間について、どのような点が課題と考えますか。また、中間解放（勤務解放）の時間について拘束時間に含めている場合には、その最も長い時間についてもご記入ください。

### III. 改善基準告示の特例等の利用状況について

問3 次の(1)～(4)に示す改善基準告示の特例※<sup>1</sup>について、2019年(2019年1月の貴社が予め定めている起算日から52週間)における貴社全体の利用状況をご回答ください。(それぞれ、あてはまるもの一つに○をしてください)

特例	あった	なかった
(1) 休息期間分割の特例※ <sup>2</sup> が適用される運行	1	2
(2) 2人乗務の特例※ <sup>3</sup> が適用される運行	1	2
(3) 隔日勤務の特例※ <sup>4</sup> が適用される運行	1	2
(4) フェリー乗船の特例※ <sup>5</sup> が適用される運行	1	2

- ※1 「特例」とは、業務の必要上やむを得ない場合等に適用できる規定をいいます。
- ※2 業務の必要上、勤務の終了後継続した8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間における全勤務回数の2分の1の回数を限度として、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができます。
- ※3 運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合には、1日の最大拘束時間を20時間まで延長でき、また、休息期間を4時間まで短縮できます。
- ※4 業務の必要上やむを得ない場合には、当分の間、次の条件の下に隔日勤務に就かせることができます。
- ① 2暦日における拘束時間は、21時間を超えないこと。
  - ② 勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与えること。
- ※5 運転者が勤務の途中においてフェリーに乗船する場合には、フェリー乗船時間のうち2時間については拘束時間として取り扱い、その他の時間については休息期間として取り扱います。

問3(1)が「1. あった」と回答した方にお尋ねします。

問3(1)－1 休息期間分割の特例が適用される運行の頻度についてご回答ください。(あてはまるもの一つに○をしてください)

1. よくあった(1週間に1回以上)
2. 時々あった(4週間に1回以上)
3. まれにあった(1年間に1回以上)

問3(1)が「1. あった」と回答した方にお尋ねします。

問3(1)－2 1日の始業から終業までの間において、休息期間分割の特例を利用し、連続4時間以上あいた場合、その時間を1日の拘束時間に含めていますか。(あてはまるもの一つに○をしてください)

1. 含めている
2. 含めていない
3. 含めている場合と含めていない場合がある

問3(1)が「1. あった」と回答した方にお尋ねします。

問3(1)-3 休息期間分割の特例について、どのような点が課題と考えますか。また、休息期間分割の特例を利用し、連続4時間以上あいた時間を1日の拘束時間に含めている場合には、その最も長い時間についてもご記入ください。

(問4以降は全員にお尋ねします。)

問4 鉄道代行輸送及び振替輸送の有無について、2019年(2019年1月の貴社が予め定めている起算日から52週間)における、**貴社全体の状況**をご回答ください。(それぞれ、あてはまるもの一つに○をしてください)

突発的に発生した増便(増回)等の輸送	あった	なかった
(1) 鉄道代行輸送	1	2
(2) 鉄道振替輸送によるバスの増便	1	2
(3) 帰宅困難者輸送(被災地・空港等)	1	2
(4) その他( )	1	2

問4 (1)～(4)のいずれかで「1. あった」と回答した方にお尋ねします。

問4-1 鉄道代行輸送及び振替輸送を行ったことにより、やむを得ず拘束時間および運転時間が改善基準告示違反となってしまった実績について、2019年(2019年1月の貴社が予め定めている起算日から52週間)における、**貴社全体の状況**をご回答ください。(それぞれ、あてはまるもの一つに○をしてください)

改善基準告示の違反内容	あった	なかった
(1) 拘束時間の違反	1	2
(2) 運転時間の違反	1	2
(3) その他の違反 ( )	1	2

問5 道路渋滞による遅延の結果、やむを得ず拘束時間および運転時間が改善基準告示違反となってしまった実績について、2019年(2019年1月の貴社が予め定めている起算日から52週間)における、**貴社全体の状況**をご回答ください。(それぞれ、あてはまるもの一つに○をしてください)

改善基準告示の違反内容	常にあった	よくあった	時々あった	なかった
(1) 拘束時間の違反	1	2	3	4
(2) 運転時間の違反	1	2	3	4
(3) その他の違反 ( )	1	2	3	4



## IV. 改善基準告示の内容について

### ■改善基準告示の主な内容

- (1) 1日の拘束時間は13時間以内を基本とし、延長する場合であっても16時間を限度とする。(ただし、15時間を超える回数は1週間につき2回まで)
- (2) 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間は原則として65時間を限度とする。貸切バスを運行する営業所において労使協定を締結した場合、71.5時間まで延長することができる。(ただし、延長できるのは52週のうち16週まで)
- (3) 1日の休息期間は継続8時間以上とする。
- (4) 休息期間は分割して取得することができる。(1日において1回あたり継続4時間以上、合計10時間以上)
- (5) 1日の運転時間は2日を平均で9時間を限度とする。
- (6) 4週間を平均した1週間当たりの運転時間は原則として40時間を限度とする。貸切バスを運行する営業所において労使協定を締結した場合、44時間まで延長することができる。(ただし、延長できるのは52週間の運転時間が2,080時間を超えない範囲で、52週のうち16週間まで)
- (7) 連続運転時間は4時間を限度とする。
- (8) 連続運転時間中の休憩時間は、運転開始後4時間以内又は4時間経過後に運転を中断して30分以上確保する。(ただし、休憩時間は1回10分以上としたうえで分割することも可能)
- (9) 休日労働は2週間に1回を限度とする。

問6 現行の改善基準告示について、問題があると感じる項目はありますか。バス事業の特性及び貴社全体の状況を踏まえてご回答ください。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 1日の拘束時間
2. 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間
3. 休息期間
4. 休息期間分割の特例
5. 2日を平均した1日の運転時間
6. 4週間を平均した1週間当たりの運転時間
7. 連続運転時間
8. 連続運転時間中の休憩時間等
9. 休日労働
10. 特にない

ここからの質問（問6-1～問6-9）は、問6で選んだ選択肢によって回答いただきたい質問が異なります。以下の表に従って、該当する質問にご回答ください。

	ご回答いただく 質問	チェック欄 (回答対象に☑を ご記入ください)
問6で「1. 1日の拘束時間」を選択した方	問6-1	<input type="checkbox"/>
「2. 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間」を選択した方	問6-2	<input type="checkbox"/>
「3. 休息期間」を選択した方	問6-3	<input type="checkbox"/>
「4. 休息期間分割の特例」を選択した方	問6-4	<input type="checkbox"/>
「5. 2日を平均した1日の運転時間」を選択した方	問6-5	<input type="checkbox"/>
「6. 4週間を平均した1週間当たりの運転時間」を選択した方	問6-6	<input type="checkbox"/>
「7. 連続運転時間」を選択した方	問6-7	<input type="checkbox"/>
「8. 連続運転時間中の休憩時間等」を選択した方	問6-8	<input type="checkbox"/>
「9. 休日労働」を選択した方	問6-9	<input type="checkbox"/>

（問6で「10. 特にない」を選択した方は、問7にお進みください。）

問6で「1. 1日の拘束時間」と回答した方にお尋ねします。

問6-1 「1日の拘束時間」について、どのような点に問題があると感じますか。（あてはまるもの全てに○をしてください）

1. 「13時間以内」が基本とされていること  
(適切と思う時間： 時間 分)
2. 延長する場合「16時間」が限度であること  
(適切と思う時間： 時間 分)
3. 延長する場合でも、1週間のうち15時間を超える回数は「2回」までであること  
(適切と思う回数： 回)
4. その他 ( )

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問6で「2. 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間」と回答した方にお尋ねします。

問6-2 「4週間を平均した1週間当たりの拘束時間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 原則として「65時間」が限度であること  
(適切と思う時間: 時間 分)
2. 延長する場合「71.5時間」が限度であること  
(適切と思う時間: 時間 分)
3. 延長する場合でも、52週のうち延長可能な週数は「16週」までであること  
(適切と思う週数: 週)
4. その他 ( )

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問6で「3. 休息期間」と回答した方にお尋ねします。

問6-3 「休息期間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 継続「8時間」以上であること (適切と思う時間: 時間 分)
2. その他 ( )

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問6で「4. 休息期間分割の特例」と回答した方にお尋ねします。

問6-4 「休息期間分割の特例」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 休息期間を分割する場合は1日において1回当たり継続「4時間」以上であること  
(適切と思う時間： 時間 分)
2. 休息期間を分割する場合は1日において合計「10時間」以上であること  
(適切と思う時間： 時間 分)
3. その他 ( )

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問6で「5. 2日を平均した1日の運転時間」と回答した方にお尋ねします。

問6-5 「2日を平均した1日の運転時間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 「9時間」が限度であること (適切と思う時間： 時間 分)
2. その他 ( )

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問6で「6. 4週間を平均した1週間当たりの運転時間」と回答した方にお尋ねします。

問6-6 「4週間を平均した1週間当たりの運転時間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 原則として「40時間」が限度であること  
(適切と思う時間: 時間 分)
2. 延長する場合「44時間」までであること  
(適切と思う時間: 時間 分)
3. 延長する場合でも、52週の運転時間が2,080時間を超えない範囲内において、52週のうち延長可能な週数は「16週」までであること  
(適切と思う週数: 週)
4. その他 ( )

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問6で「7. 連続運転時間」と回答した方にお尋ねします。

問6-7 「連続運転時間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 「4時間」が限度であること (適切と思う時間: 時間 分)
2. その他 ( )

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問6で「8. 連続運転時間中の休憩時間等」と回答した方にお尋ねします。

問6-8 「連続運転時間中の休憩時間等」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 「30分」以上を確保すること (適切と思う時間: 分)
2. 休憩を分割して取る場合は1回「10分」以上とすること (適切と思う時間: 分)
3. その他 ( )

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問6で「9. 休日労働」と回答した方にお尋ねします。

問6-9 「休日労働」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 休日労働は「2週間に1回」が限度であること (適切と思う頻度: 週間に回)
2. その他 ( )

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

## V. その他

問7 改善基準告示を遵守することが難しい理由について、**貴社全体の状況を踏まえ**、ご回答ください。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 地域の公共交通機関であり、路線の廃止再編や運行回数の削減を進めにくいから
2. 需要に対応するため早朝深夜のダイヤを維持しなければならないから
3. 突発的な利用者の急増に対応しなければならないから
4. 旅行代理店等のエージェントや顧客の要望に対応しなければならないから
5. 道路渋滞で計画通りの運行ができないから
6. 自動車運転者の当日の突発的な休みに対して、改善基準告示遵守に対応できる代替要員の確保が難しいから
7. 自動車運転者が時間外労働を希望するから
8. 自動車運転者が時間外労働や勤務変更等に協力してくれないから
9. 改善基準告示の特例について労使間の合意が得られないから
10. 必要な数の自動車運転者を雇用できないから
11. 大都市と過疎地域で同一の改善基準告示となっているから
12. 改善基準告示が複雑すぎて、バスの運行管理の実情に合っていないから
13. その他
14. 改善基準告示を遵守する上で、特に難しいことはない

(具体的に1～13の内容についてご記入ください。)

問8 改善基準告示に基づく運行管理を4週間ごとに行うことについて、賃金や労働時間を管理する上で、支障はありますか。(あてはまるもの一つに○をしてください)

1. 支障を感じている
2. 支障を感じていない

問8で「1. 支障を感じている」と回答した方にお尋ねします。

問8-1 改善基準告示に基づく運行管理を4週間ごとから1ヶ月ごとに変更する場合、システム改修などの費用が発生すると想定されますが運行管理の期間を1ヶ月ごとに変更しますか。(あてはまるもの一つに○をしてください)

1. 変更する
2. 変更しない
3. わからない

問9 自動車運転者の過労防止のため、事業者として改善基準告示の規制を強めた方が良いと考える項目はありますか。(あてはまるもの三つまでに○をしてください)

1. 1日の拘束時間
2. 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間
3. 休息期間
4. 休息期間分割の特例
5. 2日を平均した1日の運転時間
6. 4週間を平均した1週間当たりの運転時間
7. 連続運転時間
8. 連続運転時間中の休憩時間等
9. 休日労働
10. 特にない

問10 現在の改善基準告示の内容や改善基準告示の改定等についてのご意見を以下からお選びください。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 現在よりも多くの自動車運転者を雇用する必要がある
2. 自動車運転者の給与減少が予想され、離職する恐れがある
3. 路線の廃止再編や運行回数の削減等のサービス低下が避けられない
4. バス料金の値上げを検討せざるを得ない
5. 改善基準告示の内容が複雑であり、分かりやすくして欲しい
6. 乗合と貸切では運行形態が異なる事から、それぞれに応じたバスの特例を設けて欲しい
7. 大都市における乗合バスの特例を設けて欲しい
8. 高速バスの特例を設けて欲しい
9. その他 ( )

上記のように考える理由や具体的な内容をご記入ください。

--

## VI. 照会先(回答者)について

※ 内容の正確を期すために連絡することがございますので必ずご記入ください。

ご氏名		電話番号	
部署名・ 役職名		メールアドレス	

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。



## 貸切バス専用

### 厚生労働省委託事業

#### 「自動車運転者の労働時間等に係る実態調査」(バス事業者調査) ご協力をお願い

厚生労働省委託事業事務局 (有限責任監査法人トーマツ)

#### 1. 調査の目的

- ・ 自動車運転者は長時間労働の実態にあり、今般、過労死の発生を防止する観点から、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 (改善基準告示)」の見直しに向けた検討を行うことになりました。
- ・ この調査結果は、見直しに向けた議論の資料 (※) となりますので、ご多用の折に恐れ入りますが、この調査にご回答いただけますようお願いいたします。  
(※) 厚生労働省労働政策審議会労働条件分科会自動車運転者労働時間等専門委員会 (以下、「専門委員会」という) の資料
- ・ なお、この調査は、専門委員会の議論を踏まえつつ、すべての都道府県から無作為に選定したバス事業者を対象に、厚生労働省より委託を受けた有限責任監査法人トーマツが実施致します。
- ・ ご回答内容は、労働基準監督署の立入調査等、本調査の目的外に使用することはございません。企業名やご回答者様が特定される形で公表されることもございませんので、実態をありのままご回答いただけますと幸いです。また、ご回答内容は取扱いに十分注意し、統計的に処理致します。

本調査にご協力いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### 2. 回答にあたって

##### (1) 調査概要及び実施方法

- ・ 本調査票は事業内容に「**貸切バス**」がある企業を対象とした調査票です。調査対象時期である2019年に「貸切バス」事業を行っていない場合等、不明な点があれば下記問い合わせ先までご連絡ください。
- ・ 調査票のⅠ章 (P 1～3) 及びⅡ章 (P 4～9) は営業所について、Ⅲ章以降 (P 10以降) は企業全体についてご回答ください。貴社において貸切バス事業を営む営業所が複数ある場合には、車両数の最も多い営業所等の実態を記入してください。
- ・ この調査票 (貸切バス専用) の他に「乗合バス (一般路線) 専用」や「乗合バス (高速路線) 専用」があるため、貴社で複数の事業を営む場合には、調査票が複数届く場合があります。その場合、それぞれの調査票で回答対象とする営業所が重複しないよう、調査対象営業所を選別 (※) してください (※) 車両数の最も多い営業所等を選別すると営業所がしてしまう場合には、売上高等の情報を参考に、営業所が重複しないように選別してください)。
- ・ 調査票は、貴社において運行管理に従事する方や人事労務部門の担当者等、自動車運転者の労働時間等についてよく把握されている方 (以下「労務担当者等」という) が記入してください。ただし、労務担当者等で記入できない場合は、その一部を回答できる他の部門の方に記入いただいても構いません。
- ・ 調査票においては、質問に沿って、回答欄に直接、黒ボールペンまたは濃い黒色鉛筆で記入して、返送してください。なお、このページは切り離さずにそのまま返送してください。
- ・ 本調査はインターネット上でご回答いただくことも可能です。インターネットでのご回答の際は、下のQRコード、もしくはURLより回答ページにアクセスいただき、下記のIDを入力してください。

回答ページログイン用のID : XXXXXXXXX



(URL : <https://www.●●.jp>)

##### (2) 提出期限

**2020年11月30日(月)**

(インターネット上で回答する場合は上記期日までに回答ください)

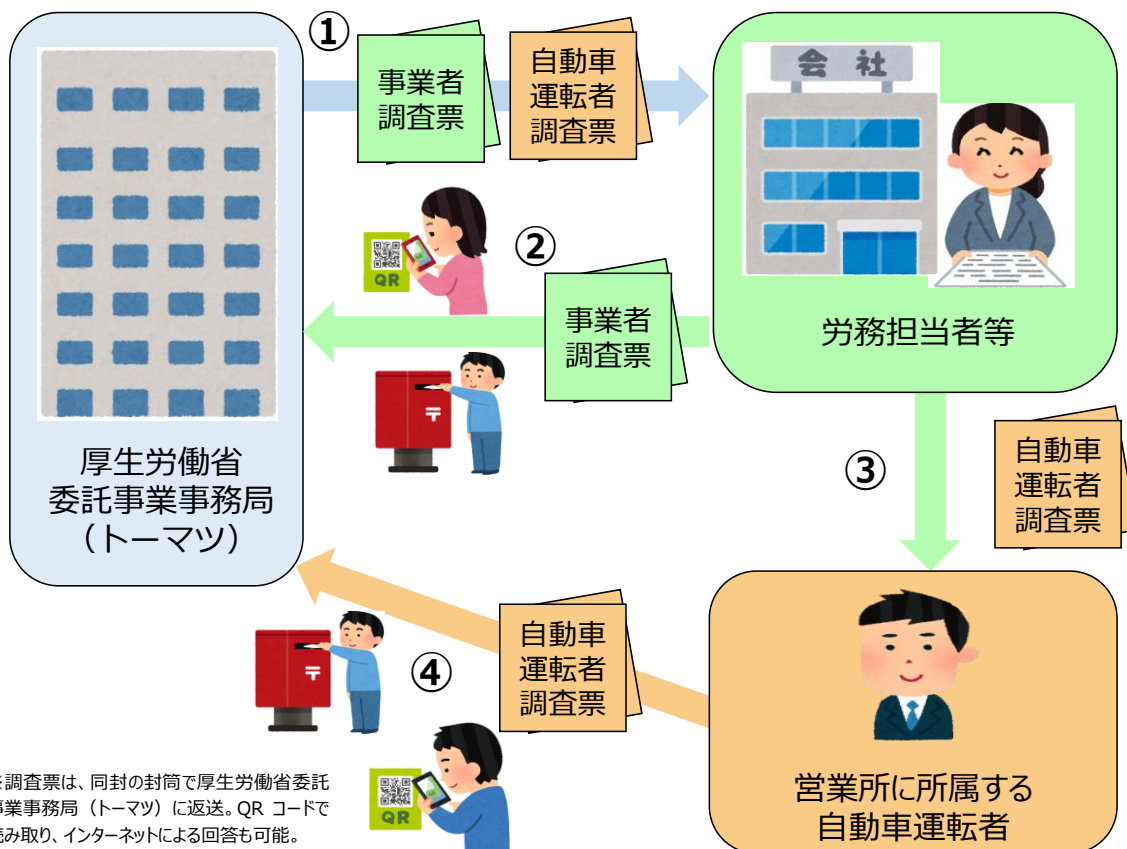
##### 問い合わせ先

厚生労働省委託事業事務局 (有限責任監査法人トーマツ)

電話 : ●●●●●● (平日 : 10時～17時)

Eメール : ●●●●●●@tohatsu.co.jp

### (3) 調査の流れについて



- ① 厚生労働省委託事業事務局のトーマツから、貴社の労務担当者等に「**事業者調査票**」と「**自動車運転者調査票**」を送付します。※「**自動車運転者調査票**」は返信用封筒とともに一人分ずつ封入しています。

#### 【労務担当者等が行うこと】

- ② 労務担当者等は事業者調査票に必要事項を記入の上、期日までに同封の返信用封筒でトーマツに事業者調査票を送付してください（QRコードを用いてインターネット上で回答し、送信する方法も可能）。
- ③ 事業者調査票のⅠ章（P1～3）及びⅡ章（P4～9）で実態を記入する営業所に所属する自動車運転者のうち、選定条件に合致した自動車運転者に対し、労務担当者等が自動車運転者調査票（封筒含む）を手交し、記入を依頼してください。

#### 【自動車運転者が行うこと】

- ④ 労務担当者等から、自動車運転者調査票（封筒含む）を交付された後、自動車運転者調査票に必要事項を記入し、期日までに同封の返信用封筒でトーマツに自動車運転者調査票を送付してください（QRコードを用いてインターネット上で回答し、送信する方法も可能）。

#### 【留意事項】

- 「**自動車運転者調査票**」は、事業者調査票Ⅰ章及びⅡ章にて実態を記入する営業所の自動車運転者（最大4名）にお渡しください（詳細は下の枠内をご確認ください）。なお、定数に満たない場合は、その営業所に所属するすべての自動車運転者に対してお渡しください。

2019年の通常期において「4週間の拘束時間の合計が平均的な自動車運転者2名」と  
2019年の繁忙期において「4週間の拘束時間の合計が最も長い自動車運転者2名」に  
該当する自動車運転者※

※ 通常期と繁忙期の考え方は「(4) 通常期や繁忙期の考え方について」をご参照の上、貴営業所で決定してください。

- 自動車運転者調査票を自動車運転者にお渡しいただく際に、その対象者が**従事する業務が「貸切バス」であること**をお伝えいただくようお願いいたします。なお、対象者が「貸切バス」の他に「乗合バス（一般路線）」や「乗合バス（高速路線）」の業務に従事する場合には、その旨お伝えいただき、**複数の事業を踏まえて**記載す

るようお伝えください。

- ・ 自動車運転者調査票は、記入いただく自動車運転者から直接返送（もしくは、直接インターネットで回答）していただきますので、営業所等で回答を取りまとめていただく必要はございません。
- ・ 自動車運転者調査票は封をしてありますので、開封せずに該当する自動車運転者にお渡しください。
- ・ 一部の自動車運転者には、通信調査の実施後、日誌形式のヒアリング調査への協力を依頼する場合がございます。その場合は、まずは労務担当者等に連絡させていただきます。

#### （４）通常期や繁忙期の考え方について

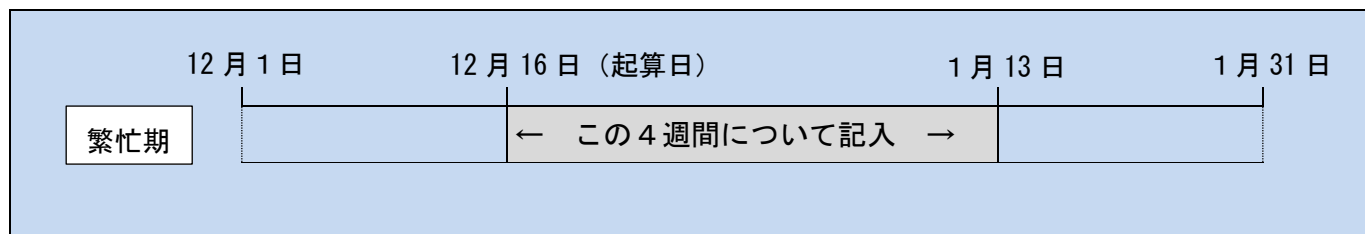
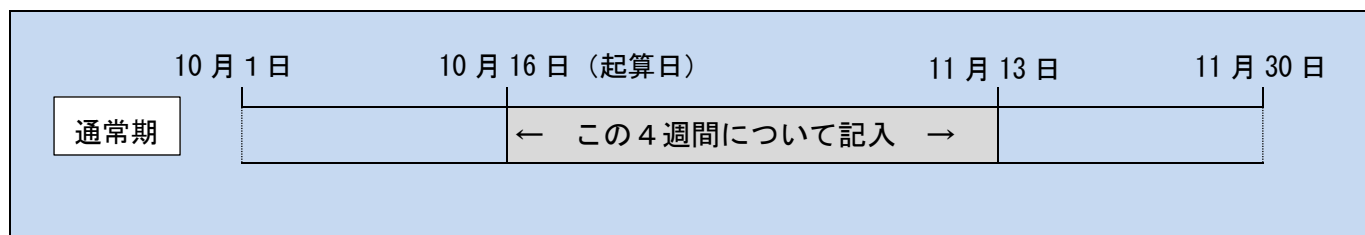
事業者調査票の「問２」において、2019年の「通常期」や「繁忙期」の状況について尋ねる質問があります。「通常期」と「繁忙期」は下の枠内に示す考え方を参照いただき、貴社で決定してください。

**「通常期」**：2019年の平均的な業務量である月（平均的な業務量である月前月の、給与締め日の翌日以降で貴社が定めている起算日から4週間）

**「繁忙期」**：2019年に最も業務量の多い月（最も多い業務量である月前月の、給与締め日の翌日以降で貴社が定めている起算日から4週間）

として状況を回答してください。

**【例】**通常期が10月、繁忙期が12月であり、給与の締め日が月末、貴社が定めている起算日が16日の場合



### 3. 記入時の注意事項について

#### ①記入欄に数字を記入する質問

##### (3) 保有する車両の台数

###### ① 車両の総数

	6	0	台
--	---	---	---

記入欄に記入してください。複数枠があるものは、それぞれ記入してください。  
※該当なしの場合は「0」と記入してください。

#### ②選択肢式の質問

(10) - 1 自動車運転者が不足している要因として考えられることをご回答ください。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 法令遵守や事業拡大等により、多くの自動車運転者が必要なため
- ② 同業他社への転職者がいるため
- ③ 他業種への転職者がいるため
4. 経営事情により、運転手が不足しているため
5. 労働条件に魅力が乏しいため
6. その他（ ）

「あてはまるもの一つに○をしてください」と記載があるものは一つだけに○を付けてください。「あてはまるもの全てに○をしてください」と記載があるものはあてはまるものであればいくつでも○を付けてください。また、その他を選択した場合、分かる範囲でその内容を括弧内にも記入してください。

#### ③表組の質問

問3 次の(1)～(4)に示す改善基準告示の特例<sup>\*1</sup>について、2019年(2019年1月の貴社が予め定めている起算日から52週間)における貴社全体の利用状況をご回答ください。(項目ごとに当てはまる選択肢に○を付けてください)

特例	項目ごとに当てはまる選択肢に○を付けてください。	
	あった	なかった
(1) 休息期間分割の特例 <sup>*2</sup> が適用される運行	①	2
(2) 2人乗務の特例 <sup>*3</sup> が適用される運行	1	②
(3) 隔日勤務の特例 <sup>*4</sup> が適用される運行	1	②
(4) フェリー乗船の特例 <sup>*5</sup> が適用される運行	1	②

#### ④選択肢の横に記入欄のある質問

問6-1 「1日の拘束時間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 「13時間以内」が基本とされていること

(適切と思う時間：  )

② 延長する場合「16時間」が限度であること

(適切と思う時間：   時間   分)

3. 延長する場合でも、1週間のうち15時間を超える回数は「2回」までであること

(適切と思う回数：  回)

4. その他 ( )

あてはまるものに○を付けた上で、記入欄に具体的な数字を記入してください。

#### ⑤自由記述式の質問

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

文字数に決まりはありませんので、枠内に簡潔に記述してください。

#### 参考：日誌形式のヒアリングの実施方法

- ・ 自動車運転者への通信調査の回答を踏まえ、厚生労働省委託事業事務局（トーマツ）から本社の労務担当者等に、所属する自動車運転者に対して日誌形式のヒアリングを行いたい旨を連絡します。
- ・ 労務担当者等にヒアリングの許可が得られた場合には、厚生労働省委託事業事務局（トーマツ）が労務担当者等に対して、日誌形式のヒアリング調査票を送付します。
- ・ 労務担当者等は、受け取った日誌形式のヒアリング調査票を、対象となる自動車運転者に配付してください。
- ・ 対象となる自動車運転者は、受け取った日誌形式のヒアリング調査票に必要事項を記入し、厚生労働省委託事業事務局（トーマツ）に返送してください（インターネットでの回答も可能）※。

※ 記入内容については、必要に応じて電話等で確認をさせていただきます。

# バス事業者調査票

本調査票は貸切バス専用の回答様式です

## I. 調査対象営業所の概要について

問1 調査対象営業所について、次の(1)～(10)をご回答ください。なお、調査対象営業所において複数の事業を行っている場合、回答対象の事業以外の事業も含めてご回答ください。

※ 問1はこの調査票を受け取った時点の状況をご回答ください。

### (1) 調査対象営業所の所在地

( ) 都・道・府・県

### (2) 従業員数及び自動車運転者数※

① 営業所全体の従業員数 

--	--	--	--

 人

② (上記①のうち) 自動車運転者数 

--	--	--	--

 人

※ 「契約社員」、「パート・アルバイト」、「派遣社員」等の非正規雇用従業員を含めた従業員数をご記入ください。

### (3) 営業所全体で保有する車両の台数

① 車両の総数 

--	--	--

 台

② 内訳(車両の種類) ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください

(a) 乗合バス(一般路線) ※<sup>1</sup>

--	--	--

 台

(b) 乗合バス(高速路線) ※<sup>2</sup>

--	--	--

 台

(c) 貸切バス 

--	--	--

 台

(d) 特定バス 

--	--	--

 台

※<sup>1</sup> 乗合バス(一般路線)は、深夜急行バス、コミュニティバス等を含んでください。

※<sup>2</sup> 乗合バス(高速路線)は、都市間高速バス、空港連絡バス等を含んでください。

③ 内訳(タコグラフの搭載状況) ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください

(a) アナログタコグラフ搭載車両 

--	--	--

 台

(b) デジタルタコグラフ搭載車両 

--	--	--

 台

(c) 未搭載車両 

--	--	--

 台

(4) 営業所全体で運行管理に従事する者の数 ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください

- ① 運行管理者 

--	--	--

 人
- ② 運行管理者の補助者 

--	--	--

 人

(5) 貸切バス事業者安全性評価認定の有無 (あてはまるもの一つに○をしてください)

1. あり (三ツ星)
2. あり (二ツ星)
3. あり (一ツ星)
4. なし

(6) 国土交通省が創設した自動車運送事業者の「働きやすい職場認証制度」の申請を行いますか。(あてはまるもの一つに○をしてください)

1. 申請する (申請した)
2. 申請しない
3. 未定

(7) 労働組合の有無 (あてはまるもの一つに○をしてください)

1. 従業員の過半数で組織する労働組合 (過半数組合) がある
2. 過半数組合ではないが組合がある
3. 労働組合はない

(8) 時間外労働及び休日労働の限度を定める労働基準法第 36 条に基づく労使協定 (36 協定) を締結していますか。(あてはまるもの一つに○をしてください)

1. 締結している
2. 締結していない

(9) 4 週間を平均した 1 週間当たりの拘束時間について、改善基準告示では原則 65 時間を限度とする一方で、書面による労使協定を締結した場合、拘束時間を 71.5 時間まで延長することができます。当該告示内容を基に、拘束時間を延長していますか。(あてはまるもの一つに○をしてください)

1. 拘束時間を延長している
2. 拘束時間を延長していない

(10) 自動車運転者の人手不足感をご回答ください。(あてはまるもの一つに○をしてください)

1. 大いに不足している
2. やや不足している
3. 適当である
4. やや過剰である
5. 大いに過剰である

(10) で「1. 大いに不足している」、「2. やや不足している」と回答した方にうかがいます。

(10) - 1 自動車運転者が不足している要因として考えられることをご回答ください。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 法令遵守や事業拡大等により、多くの自動車運転者が必要なため
2. 同業他社への転職者がいるため
3. 他業種への転職者がいるため
4. 経営事情により採用が困難なため
5. 労働条件に魅力がないため (賃金・労働時間等)
6. その他 ( )



## II. 調査対象営業所の自動車運転者の拘束時間等について

問2 調査対象営業所の自動車運転者全員の拘束時間等について、2019年の状況<sup>※1、2</sup>をご回答ください。

※1 乗合バス（一般路線）、乗合バス（高速路線）、貸切バスを合計した数値をご記入ください。

※2 回答欄が空欄の場合はお電話にて照会させていただくことがあります。

### 調査対象となる2019年の通常期と繁忙期について

- 2019年の平均的な業務量である月（平均的な業務量である月前月の、給与締め日の翌日以降で貴社が定めている起算日から4週間）を「通常期」、2019年に最も業務量の多い月（最も多い業務量である月前月の、給与締め日の翌日以降で貴社が定めている起算日から4週間）を「繁忙期」としてそれぞれの月の状況をご記入ください。

→ 調査対象営業所における通常期と繁忙期をご回答ください。（それぞれひと月のみご記入ください）

	該当する月
調査対象営業所における2019年の通常期	<input type="text"/> 月
調査対象営業所における2019年の繁忙期	<input type="text"/> 月

- (1) 始業から終業までの1日<sup>※</sup>の拘束時間（それぞれの時間に該当するおおよその人数を記入ください ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください）

### 始業から終業までの1日<sup>※</sup>の拘束時間別の自動車運転者数

#### 2019年通常期にあたる月

#### 2019年繁忙期にあたる月

① 13時間以下	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人
② 13時間超～15時間以下	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人
③ 15時間超～16時間以下	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人
④ 16時間超	<input type="text"/> 人	<input type="text"/> 人

※ 通常期については平均的な業務量である日、繁忙期については最も業務量が多いと思われる日についてお答えください。なお、平均的な業務量である日・最も業務量が多いと思われる日を決定できない場合は、該当する月の「第一営業日」についてお答えいただいても結構です（以下の項目について同じ）。

計算の対象とする期間における第一営業日の例――

通常期が10月、繁忙期が12月であり、給与の締め日が月末、調査対象営業所が定めている起算日が16日の場合は（通常期）10月16日、（繁忙期）12月16日

(2) 上記(1)で計算の対象とした1日の始業時間から起算した24時間以内の拘束時間(それぞれの時間に該当するおおよその人数を記入ください ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください)

始業時間から起算した24時間以内の拘束時間別の自動車運転者数

	<u>2019年通常期にあたる月</u>	<u>2019年繁忙期にあたる月</u>						
① 13時間以下	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人				<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人			
② 13時間超～15時間以下	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人				<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人			
③ 15時間超～16時間以下	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人				<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人			
④ 16時間超	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人				<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人			

(3) 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間※(それぞれの時間に該当するおおよその人数を記入ください ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください)

4週間を平均した1週間当たりの拘束時間※別の自動車運転者数

	<u>2019年通常期にあたる月</u>	<u>2019年繁忙期にあたる月</u>						
① 63時間未満	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人				<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人			
② 63時間以上～65時間以下	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人				<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人			
③ 65時間超～71.5時間以下	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人				<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人			
④ 71.5時間超	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人				<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人			

※ 「4週間を平均した1週間当たりの拘束時間」とは、始業から就業までの時間を4週間分そのまま合計し、1週間当たりで平均した拘束時間をいいます。

(4) 2019年(2019年1月の貴社が予め定めている起算日から52週間)の1年間の拘束時間(それぞれの時間に該当するおおよその人数を記入ください ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください)

1年間の拘束時間別の自動車運転者数

① 3,300時間未満	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人
② 3,300時間以上～3,380時間以下	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人
③ 3,380時間超～3,484時間以下	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人
④ 3,484時間超	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人

(5) 上記(1)で計算の対象とした1日の運行における最も長い連続運転時間(それぞれの時間に該当するおおよその人数を記入ください ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください)

連続運転時間別の自動車運転者数

2019年通常期にあたる月

2019年繁忙期にあたる月

① 3時間以下	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人		<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人
② 3時間超～4時間以下	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人		<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人
③ 4時間超～5時間以下	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人		<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人
④ 5時間超	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人		<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人

(6) 上記(1)で計算の対象とした1日の**運転時間**(それぞれの時間に該当するおおよその人数を記入ください ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください)

1日の運転時間別の自動車運転者数

2019年通常期にあたる月

2019年繁忙期にあたる月

① 4時間以下	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人
② 4時間超～8時間以下	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人
③ 8時間超～9時間以下	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人
④ 9時間超～10時間以下	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人
⑤ 10時間超	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人

(7) 上記(1)で計算の対象とした1日の**時間外労働時間**<sup>※1, 2</sup>(それぞれの時間に該当するおおよその人数を記入ください ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください)

1日の時間外労働時間<sup>※1, 2</sup>別の自動車運転者数

2019年通常期にあたる月

2019年繁忙期にあたる月

① 時間外労働なし	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人
② 1時間未満	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人
③ 1時間以上～4時間以下	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人
④ 4時間超～7時間以下	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人
⑤ 7時間超	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> <td style="width: 33%;"></td> </tr> </table>				人

※1 「時間外労働時間」とは、法定外労働時間のことを意味します。

例) 通常、午前9時～午後6時(昼休憩1時間)勤務の者が午後8時まで勤務した場合、午前9時から午後6時までの(昼休憩1時間を除く)8時間が法定内労働時間、午後6時から午後8時までの2時間が法定外労働時間です。

※2 貴社の定める残業時間ではありませんのでご注意ください。

(8) 上記(1)で計算の対象とした1日の休憩時間※(それぞれの時間に該当するおおよその人数を記入ください ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください)

1日の休憩時間※別の自動車運転者数

	2019年通常期にあたる月	2019年繁忙期にあたる月						
① 休憩なし	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人				<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人			
② 1時間以下	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人				<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人			
③ 1時間超～2時間以下	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人				<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人			
④ 2時間超～3時間以下	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人				<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人			
⑤ 3時間超～4時間以下	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人				<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人			
⑤ 4時間超	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人				<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人			

※ 貴社が休憩時間と区分している時間をご記入ください。

(9) 第一営業日から起算した1週間において、1日の拘束時間※が15時間を超えた回数(それぞれの時間に該当するおおよその人数を記入ください ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください)

15時間を超えた1週間あたりの回数別の自動車運転者数

	2019年通常期にあたる月	2019年繁忙期にあたる月						
① 0回	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人				<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人			
② 1回	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人				<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人			
③ 2回	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人				<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人			
④ 3回以上	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人				<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> 人			

※ ここで記載する「1日の拘束時間」は、各勤務の拘束時間(始業時刻から終業時刻)ではなく、始業時間から起算した24時間以内の拘束時間としてください。

(10) 法定休日※を定めていますか。(あてはまるもの一つに○をしてください)

- 1. 定めている
- 2. 定めていない

※ 「法定休日」とは、労働基準法により義務付けられている休日で、少なくとも1週間に1回あるいは4週間を通じて4日以上付与することが定められています。

(10) で「1. 定めている」と回答した方にお尋ねします。

(10) - 1 上記(2)で計算の対象とした4週間における法定休日労働※の回数(それぞれの回数に該当するおおよその人数を記入ください ※該当なしの場合は枠内に「0」を記入ください)

法定休日労働※回数別の自動車運転者数

2019年通常期にあたる月

2019年繁忙期にあたる月

① 0回	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr> </table> 人				<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr> </table> 人			
② 1回	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr> </table> 人				<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr> </table> 人			
③ 2回	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr> </table> 人				<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr> </table> 人			
④ 3回	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr> </table> 人				<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr> </table> 人			
⑤ 4回以上	<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr> </table> 人				<table border="1" style="display: inline-table; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td><td style="width: 20px; height: 20px;"></td></tr> </table> 人			

※ 「法定休日労働」とは、法定休日に行う労働をいいます。

貸切バスとそれ以外の事業を兼任する自動車運転者の有無について

付問 上記(1)～(10)で回答した自動車運転者のうち、貸切バスと、それ以外の事業(乗合バス(一般路線、高速路線)等)を兼任する自動車運転者はいますか。(あてはまるもの一つに○をしてください)

- 1. いる
- 2. いない

(11) 中間開放（勤務解放）の時間<sup>※1、2</sup>は拘束時間に含めていますか。（あてはまるもの一つに○をしてください）

1. 含めている
2. 含めている場合と含めていない場合がある
3. 含めていない

※1 「中間解放（勤務解放）の時間」とは、朝夕の需要に合わせて運転業務を行い、昼間時間帯は休むという業務方法をいいます。朝夕それぞれで始業・終業の点呼を行い、昼間時間帯は業務から開放し、運転手によっては帰宅する等自由に利用している場合があります。

※2 中間解放（勤務解放）は2時間以上の休憩とします。

(12) 中間解放（勤務解放）の時間について、どのような点が課題と考えますか。また、中間解放（勤務解放）の時間について拘束時間に含めている場合には、その最も長い時間についてもご記入ください。

### III. 改善基準告示の特例等の利用状況について

問3 次の(1)～(4)に示す改善基準告示の特例※<sup>1</sup>について、2019年(2019年1月の貴社が予め定めている起算日から52週間)における貴社全体の利用状況をご回答ください。(それぞれ、あてはまるもの一つに○をしてください)

特例	あった	なかった
(1) 休息期間分割の特例※ <sup>2</sup> が適用される運行	1	2
(2) 2人乗務の特例※ <sup>3</sup> が適用される運行	1	2
(3) 隔日勤務の特例※ <sup>4</sup> が適用される運行	1	2
(4) フェリー乗船の特例※ <sup>5</sup> が適用される運行	1	2

- ※1 「特例」とは、業務の必要上やむを得ない場合等に適用できる規定をいいます。
- ※2 業務の必要上、勤務の終了後継続した8時間以上の休息期間を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間における全勤務回数の2分の1の回数を限度として、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることができます。
- ※3 運転者が同時に1台の自動車に2人以上乗務する場合には、1日の最大拘束時間を20時間まで延長でき、また、休息期間を4時間まで短縮できます。
- ※4 業務の必要上やむを得ない場合には、当分の間、次の条件の下に隔日勤務に就かせることができます。
- ① 2暦日における拘束時間は、21時間を超えないこと。
  - ② 勤務終了後、継続20時間以上の休息期間を与えること。
- ※5 運転者が勤務の途中においてフェリーに乗船する場合には、フェリー乗船時間のうち2時間については拘束時間として取り扱い、その他の時間については休息期間として取り扱います。

問3(1)が「1. あった」と回答した方にお尋ねします。

問3(1)-1 休息期間分割の特例が適用される運行の頻度についてご回答ください。(あてはまるもの一つに○をしてください)

1. よくあった(1週間に1回以上)
2. 時々あった(4週間に1回以上)
3. まれにあった(1年間に1回以上)

問3(1)が「1. あった」と回答した方にお尋ねします。

問3(1)-2 1日の始業から終業までの間において、休息期間分割の特例を利用し、連続4時間以上あいた場合、その時間を1日の拘束時間に含めていますか。(あてはまるもの一つに○をしてください)

1. 含めている
2. 含めていない
3. 含めている場合と含めていない場合がある



問3(1)が「1. あった」と回答した方にお尋ねします。

問3(1)-3 休息期間分割の特例について、どのような点が課題と考えますか。また、休息期間分割の特例を利用し、連続4時間以上あいた時間を1日の拘束時間に含めている場合には、その最も長い時間についてもご記入ください。

(問4以降は全員にお尋ねします。)

問4 鉄道代行輸送及び振替輸送の有無について、2019年(2019年1月の貴社が予め定めている起算日から52週間)における、**貴社全体の状況**をご回答ください。(それぞれ、あてはまるもの一つに○をしてください)

突発的に発生した増便(増回)等の輸送	あった	なかった
(1) 鉄道代行輸送	1	2
(2) 鉄道振替輸送によるバスの増便	1	2
(3) 帰宅困難者輸送(被災地・空港等)	1	2
(4) その他( )	1	2

問4 (1)～(4)のいずれかで「1. あった」と回答した方にお尋ねします。

問4-1 鉄道代行輸送及び振替輸送を行ったことにより、やむを得ず拘束時間および運転時間が改善基準告示違反となってしまった実績について、2019年(2019年1月の貴社が予め定めている起算日から52週間)における、**貴社全体の状況**をご回答ください。(それぞれ、あてはまるもの一つに○をしてください)

改善基準告示の違反内容	あった	なかった
(1) 拘束時間の違反	1	2
(2) 運転時間の違反	1	2
(3) その他の違反 ( )	1	2

問5 道路渋滞による遅延の結果、やむを得ず拘束時間および運転時間が改善基準告示違反となってしまった実績について、2019年(2019年1月の貴社が予め定めている起算日から52週間)における、**貴社全体の状況**をご回答ください。(それぞれ、あてはまるもの一つに○をしてください)

改善基準告示の違反内容	常にあつた	よくあつた	時々あつた	なかった
(1) 拘束時間の違反	1	2	3	4
(2) 運転時間の違反	1	2	3	4
(3) その他の違反 ( )	1	2	3	4

## IV. 改善基準告示の内容について

### ■改善基準告示の主な内容

- (1) 1日の拘束時間は13時間以内を基本とし、延長する場合であっても16時間を限度とする。(ただし、15時間を超える回数は1週間につき2回まで)
- (2) 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間は原則として65時間を限度とする。貸切バスを運行する営業所において労使協定を締結した場合、71.5時間まで延長することができる。(ただし、延長できるのは52週のうち16週まで)
- (3) 1日の休息期間は継続8時間以上とする。
- (4) 休息期間は分割して取得することができる。(1日において1回あたり継続4時間以上、合計10時間以上)
- (5) 1日の運転時間は2日を平均で9時間を限度とする。
- (6) 4週間を平均した1週間当たりの運転時間は原則として40時間を限度とする。貸切バスを運行する営業所において労使協定を締結した場合、44時間まで延長することができる。(ただし、延長できるのは52週間の運転時間が2,080時間を超えない範囲で、52週のうち16週間まで)
- (7) 連続運転時間は4時間を限度とする。
- (8) 連続運転時間中の休憩時間は、運転開始後4時間以内又は4時間経過後に運転を中断して30分以上確保する。(ただし、休憩時間は1回10分以上としたうえで分割することも可能)
- (9) 休日労働は2週間に1回を限度とする。

問6 現行の改善基準告示について、問題があると感じる項目はありますか。バス事業の特性及び貴社全体の状況を踏まえてご回答ください。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 1日の拘束時間
2. 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間
3. 休息期間
4. 休息期間分割の特例
5. 2日を平均した1日の運転時間
6. 4週間を平均した1週間当たりの運転時間
7. 連続運転時間
8. 連続運転時間中の休憩時間等
9. 休日労働
10. 特にない

ここからの質問（問6-1～問6-9）は、問6で選んだ選択肢によって回答いただきたい質問が異なります。以下の表に従って、該当する質問にご回答ください。

	ご回答いただく 質問	チェック欄 (回答対象に☑を ご記入ください)
問6で「1. 1日の拘束時間」を選択した方	問6-1	<input type="checkbox"/>
「2. 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間」を選択した方	問6-2	<input type="checkbox"/>
「3. 休息期間」を選択した方	問6-3	<input type="checkbox"/>
「4. 休息期間分割の特例」を選択した方	問6-4	<input type="checkbox"/>
「5. 2日を平均した1日の運転時間」を選択した方	問6-5	<input type="checkbox"/>
「6. 4週間を平均した1週間当たりの運転時間」を選択した方	問6-6	<input type="checkbox"/>
「7. 連続運転時間」を選択した方	問6-7	<input type="checkbox"/>
「8. 連続運転時間中の休憩時間等」を選択した方	問6-8	<input type="checkbox"/>
「9. 休日労働」を選択した方	問6-9	<input type="checkbox"/>

（問6で「10. 特にない」を選択した方は、問7にお進みください。）

問6で「1. 1日の拘束時間」と回答した方にお尋ねします。

問6-1 「1日の拘束時間」について、どのような点に問題があると感じますか。（あてはまるもの全てに○をしてください）

1. 「13時間以内」が基本とされていること  
(適切と思う時間： 時間 分)
2. 延長する場合「16時間」が限度であること  
(適切と思う時間： 時間 分)
3. 延長する場合でも、1週間のうち15時間を超える回数は「2回」までであること  
(適切と思う回数： 回)
4. その他 ( )

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問6で「2. 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間」と回答した方にお尋ねします。

問6-2 「4週間を平均した1週間当たりの拘束時間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 原則として「65時間」が限度であること  
(適切と思う時間: 時間 分)
2. 延長する場合「71.5時間」が限度であること  
(適切と思う時間: 時間 分)
3. 延長する場合でも、52週のうち延長可能な週数は「16週」までであること  
(適切と思う週数: 週)
4. その他 ( )

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問6で「3. 休息期間」と回答した方にお尋ねします。

問6-3 「休息期間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 継続「8時間」以上であること (適切と思う時間: 時間 分)
2. その他 ( )

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問6で「4. 休息期間分割の特例」と回答した方にお尋ねします。

問6-4 「休息期間分割の特例」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 休息期間を分割する場合は1日において1回当たり継続「4時間」以上であること  
(適切と思う時間： 時間 分)
2. 休息期間を分割する場合は1日において合計「10時間」以上であること  
(適切と思う時間： 時間 分)
3. その他 ( )

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問6で「5. 2日を平均した1日の運転時間」と回答した方にお尋ねします。

問6-5 「2日を平均した1日の運転時間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 「9時間」が限度であること (適切と思う時間： 時間 分)
2. その他 ( )

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問6で「6. 4週間を平均した1週間当たりの運転時間」と回答した方にお尋ねします。

問6-6 「4週間を平均した1週間当たりの運転時間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 原則として「40時間」が限度であること

(適切と思う時間: 時間 分)

2. 延長する場合「44時間」までであること

(適切と思う時間: 時間 分)

3. 延長する場合でも、52週の運転時間が2,080時間を超えない範囲内において、52週のうち延長可能な週数は「16週」までであること

(適切と思う週数: 週)

4. その他 ( )

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問6で「7. 連続運転時間」と回答した方にお尋ねします。

問6-7 「連続運転時間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 「4時間」が限度であること

(適切と思う時間: 時間 分)

2. その他 ( )

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問6で「8. 連続運転時間中の休憩時間等」と回答した方にお尋ねします。

問6-8 「連続運転時間中の休憩時間等」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 「30分」以上を確保すること (適切と思う時間: 分)
2. 休憩を分割して取る場合は1回「10分」以上とすること (適切と思う時間: 分)
3. その他 ( )

上記のように考える理由を自由にご記入ください。

問6で「9. 休日労働」と回答した方にお尋ねします。

問6-9 「休日労働」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 休日労働は「2週間に1回」が限度であること (適切と思う頻度: 週間に回)
2. その他 ( )

上記のように考える理由を自由にご記入ください。



## V. その他

問7 改善基準告示を遵守することが難しい理由について、**貴社全体の状況を踏まえ**、ご回答ください。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 地域の公共交通機関であり、路線の廃止再編や運行回数の削減を進めにくいから
2. 需要に対応するため早朝深夜のダイヤを維持しなければならないから
3. 突発的な利用者の急増に対応しなければならないから
4. 旅行代理店等のエージェントや顧客の要望に対応しなければならないから
5. 道路渋滞で計画通りの運行ができないから
6. 自動車運転者の当日の突発的な休みに対して、改善基準告示遵守に対応できる代替要員の確保が難しいから
7. 自動車運転者が時間外労働を希望するから
8. 自動車運転者が時間外労働や勤務変更等に協力してくれないから
9. 改善基準告示の特例について労使間の合意が得られないから
10. 必要な数の自動車運転者を雇用できないから
11. 大都市と過疎地域で同一の改善基準告示となっているから
12. 改善基準告示が複雑すぎて、バスの運行管理の実情に合っていないから
13. その他
14. 改善基準告示を遵守する上で、特に難しいことはない

(具体的に1～13の内容についてご記入ください。)

問8 改善基準告示に基づく運行管理を4週間ごとに行うことについて、賃金や労働時間を管理する上で、支障はありますか。(あてはまるもの一つに○をしてください)

1. 支障を感じている
2. 支障を感じていない

問8で「1. 支障を感じている」と回答した方にお尋ねします。

問8-1 改善基準告示に基づく運行管理を4週間ごとから1ヶ月ごとに変更する場合、システム改修などの費用が発生すると想定されますが運行管理の期間を1ヶ月ごとに変更しますか。(あてはまるもの一つに○をしてください)

1. 変更する
2. 変更しない
3. わからない

問9 自動車運転者の過労防止のため、事業者として改善基準告示の規制を強めた方が良いと考える項目はありますか。(あてはまるもの三つまでに○をしてください)

1. 1日の拘束時間
2. 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間
3. 休息期間
4. 休息期間分割の特例
5. 2日を平均した1日の運転時間
6. 4週間を平均した1週間当たりの運転時間
7. 連続運転時間
8. 連続運転時間中の休憩時間等
9. 休日労働
10. 特にない

問10 現在の改善基準告示の内容や改善基準告示の改定等についてのご意見を以下からお選びください。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 現在よりも多くの自動車運転者を雇用する必要がある
2. 自動車運転者の給与減少が予想され、離職する恐れがある
3. 路線の廃止再編や運行回数の削減等のサービス低下が避けられない
4. バス料金の値上げを検討せざるを得ない
5. 改善基準告示の内容が複雑であり、分かりやすくして欲しい
6. 乗合と貸切では運行形態が異なる事から、それぞれに応じたバスの特例を設けて欲しい
7. 大都市における乗合バスの特例を設けて欲しい
8. 高速バスの特例を設けて欲しい
9. その他 ( )

上記のように考える理由や具体的な内容をご記入ください。

--

## VI. 照会先(回答者)について

※ 内容の正確を期すために連絡することがございますので必ずご記入ください。

ご氏名		電話番号	
部署名・ 役職名		メールアドレス	

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

## 厚生労働省委託事業

「自動車運転者の労働時間等に係る実態調査」（バス自動車運転者調査）ご協力のお願い

厚生労働省委託事業事務局（有限責任監査法人トーマツ）

### 1. 調査の目的

- ・ 自動車運転者は長時間労働の実態にあり、今般、過労死の発生を防止する観点から、自動車運転者の労働時間等の基準（改善基準告示）を見直すことになりました。
- ・ この調査結果は、自動車運転者である皆さんの働き方をより良いものにするためにはどうすればよいかを検討していくため、国で行う専門家による会議の検討資料として活用されますので、ご多用の折に恐れ入りますが、この調査へのご協力をよろしくお願いいたします。
- ・ なお、この調査は、すべての都道府県から無作為に選定したバス事業者を対象に、厚生労働省より委託を受けた有限責任監査法人トーマツが実施致します。
- ・ この調査は無記名で実施しますので、ご回答者のお名前といった個人が特定されるような情報が公表されることはございません。また、所属先の営業所にご回答内容を共有することはございませんので、実態をありのままご回答いただけますと幸いです。

本調査にご協力いただけますようよろしくお願い申し上げます。

### 2. 回答にあたって

#### （1）調査概要及び実施方法

- ・ 調査票においては、質問に沿って、回答欄に直接、黒ボールペンまたは濃い黒色鉛筆で記入して、返送してください。なお、このページは切り離さずにそのまま返送してください。
- ・ 本調査はインターネット上でご回答いただくことも可能です。インターネットでのご回答の際は、下のQRコード、もしくはURLより回答ページにアクセスいただき、下記のIDを入力してください。

回答ページログイン用のID：XXXXXXXX



(URL : <https://www.●●.jp>)

#### （2）提出期限

2020年11月30日（月）

（インターネット上で回答する場合は上記期日までに回答ください）

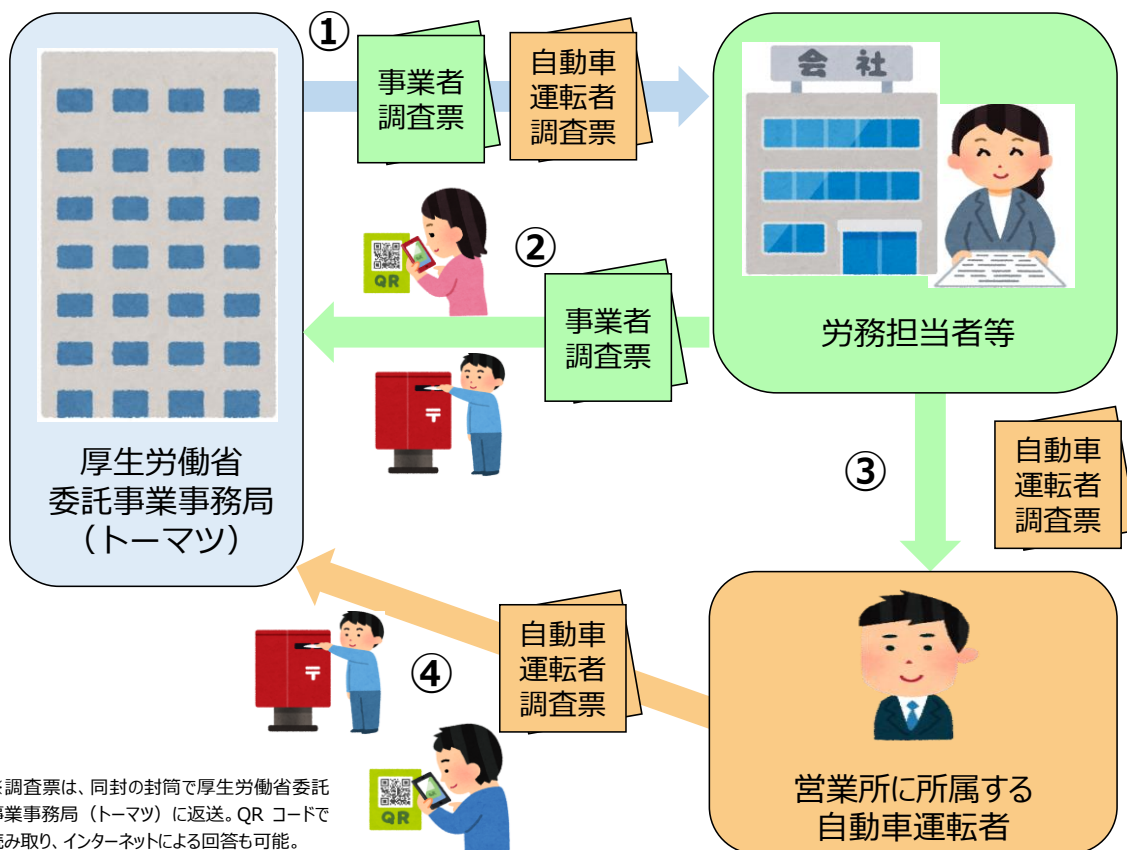
問い合わせ先

厚生労働省委託事業事務局（有限責任監査法人トーマツ）

電話：●●●●●●（平日：10時～17時）

Eメール：●●●●●●@tohatsu.co.jp

### (3) 調査の流れについて



- ① 厚生労働省委託事業事務局のトーマツから、会社の労務担当者等に「事業者調査票」と「自動車運転者調査票」を送ります。

#### 【労務担当者等が行うこと】

- ② 労務担当者等は、事業者調査票に必要事項を記入の上、期日までに同封の返信用封筒でトーマツに事業者調査票を送ります。
- ③ 労務担当者等が、選定条件に合致した自動車運転者に対し、自動車運転者調査票（封筒含む）を渡し、記入をお願いします。

#### 【自動車運転者が行うこと】

- ④ 労務担当者等から、自動車運転者調査票（封筒含む）を渡された後、自動車運転者調査票に必要事項を記入し、期日までに同封の返信用封筒でトーマツに自動車運転者調査票を送付（※）します。
- （※）QRコードを用いてインターネット上で回答し、送信する方法も可能です。

#### 【留意事項】

- あなたが記入した調査票は、労務担当者等に渡さず、トーマツに直接返送（もしくは、直接インターネットで回答）してください。
- 一部の自動車運転者には、通信調査の実施後、ヒアリング調査への協力を依頼する場合があります。その場合は、まずは本社の労務担当者等に連絡させていただきます。

### 3. 記入時の注意事項について

#### ①選択式の質問

(1) 性別（あてはまるもの一つに○）

① 男性

2. 女性

「あてはまるもの一つに○をしてください」と記載があるものは一つだけに○を付けてください。「あてはまるもの全てに○をしてください」と記載があるものはあてはまるものであればいくつでも○を付けてください。

#### ②記入欄に数字を記入する質問

問3 現在の勤務先での勤続年数<sup>※</sup>を

1 0 年

記入欄に記入してください。複数枠があるものは、それぞれ記入してください。  
※該当なしの場合は「0」と記入してください。

※ 月数は切上げて記入してください。

#### ③表組の質問

問10 自動車運転者の労働時間等の労働条件の向上を図るために、拘束時間等の基準を定めた「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下、「改善基準告示」と言います）があります。あなたは、改善基準告示の内容をご存知ですか。改善基準告示の(1)～(11)の内容について、あてはまるものをお答えください。（それぞれ、あてはまるもの一つに○をしてください）

	知っている	知らない
(1) 「1日の拘束時間 <sup>*1</sup> 」は、13時間以内を基本とし、延長は16時間が限度であること（ただし、延長する場合も15時間を超える回数は1週間につき2回まで）	①	2
(2) 「4週間を平均した1週間当たりの拘束時間 <sup>*2</sup> 」は、原則、65時間が限度であること	①	2
(3) 貸切バスの場合、「4週間を平均した1週間当たりの拘束時間 <sup>*2</sup> 」は、労使協定 <sup>*3</sup> を締結すれば、71.5時間まで延長できること（ただし、延長できるのは52週のうち16週まで）	1	②
(4) 「1」項目ごとに当てはまる選択肢に○を付けてください。	①	2

#### ④選択肢の横に記入欄のある質問

問 12-1 「1日の拘束時間\*」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 「13時間以内」が基本とされていること  
(適切と思う時間: 時間 分)
- ② 延長する場合「16時間」が限度であること  
(適切と思う時間: 時間 分)
3. 延長する場合「16時間」を超える回数は「2回」までであること  
(適切と思う回数: 回)
4. その他

あてはまるものに○を付けた上で、記入欄に具体的な数字を記入してください。

#### ⑤自由記述式の質問

問 18 現在の改善基準告示の内容や改善基準告示の改定についてご意見があれば自由にご記入ください。

文字数に決まりはありませんので、枠内に簡潔に記述してください。

# バス自動車運転者調査票

あなたが本調査票で回答する事業は次のどれにあたりますか。所属先の営業所から指示のあった事業をお答えください。（あてはまるもの全てに○をしてください）

1. 乗合バス（一般路線）     2. 乗合バス（高速路線）     3. 貸切バス

※ 所属先の営業所から回答する事業について指示がない場合は労務担当者等に確認の上、ご回答ください。

※ 所属先の営業所から**複数の事業を踏まえて**記載するよう指示があった場合は、指示のあった事業全てに○をしてください。

## I. あなたご自身について

問1 あなたの性別・年齢をお答えください。

(1) 性別（あてはまるもの一つに○をしてください）

1. 男性                                  2. 女性

(2) 年齢（あてはまるもの一つに○をしてください）

- |             |             |            |
|-------------|-------------|------------|
| 1. 18～19 歳  | 2. 20～24 歳  | 3. 25～29 歳 |
| 4. 30～34 歳  | 5. 35～39 歳  | 6. 40～44 歳 |
| 7. 45～49 歳  | 8. 50～54 歳  | 9. 55～59 歳 |
| 10. 60～64 歳 | 11. 65～69 歳 | 12. 70 歳以上 |

問2 あなたの雇用形態をお答えください。（あてはまるもの一つに○をしてください）

1. 正規雇用者※                                  2. それ以外

※ 企業に直接雇用されており、雇用期間に定めがないフルタイムの従業員

問3 現在の勤務先での勤続年数※をお答えください。

	年
--	---

※ 月数は切上げて記入してください。

問4 これまでの自動車運転者としての経験年数※をお答えください。

	年
--	---

※ 他社での経験も含め、ハイヤー・タクシー、トラック等の経験年数も含めて記入してください。

※ 月数は切上げて記入してください。

問5 所属する営業所における労働組合の有無についてお答えください。（あてはまるもの一つに○をしてください）

1. 労働組合がある
2. 労働組合はない

問5で「1. 労働組合がある」と回答した方にお尋ねします。

問5-1 あなたは労働組合に加入していますか。（あてはまるもの一つに○をしてください）

1. 労働組合に加入している
2. 労働組合に加入していない

問6 あなたご自身の自動車運転者としての年収<sup>\*1, 2</sup>をお答えください。（あてはまるもの一つに○をしてください）

1. 100万円未満
2. 100万円以上130万円未満
3. 130万円以上200万円未満
4. 200万円以上400万円未満
5. 400万円以上600万円未満
6. 600万円以上800万円未満
7. 800万円以上1,000万円未満
8. 1,000万円以上

※1 年収は2019年1～12月もしくは2019年4月～2020年3月のいずれかの期間にてお答えください。

※2 税金及び社会保険料を含めた額でお答えください。

## II. 疲労度に影響のある事項について

問7 運転業務の疲労度に影響があると思うのは次のうちどれですか。最も強く影響すると思うものをお答えください。（あてはまるもの三つまでに○をしてください）

1. 道路渋滞があり運行計画通りに運行できないこと
2. 輸送人員が多いこと
3. 乗車する車両の性能が低いこと
4. 休日出勤を行うこと
5. 勤務時間帯が早朝か深夜帯であること
6. 勤務時間帯が不規則であること
7. 勤務シフトが直近まで決まらないこと
8. 自身の加齢
9. 会社までの通勤時間が長いこと
10. 直近の睡眠時間が少ないこと
11. 食事や運動等の生活習慣が乱れていること
12. 息抜きや趣味活動、家族とのだんらん等の時間が少ないこと
13. その他（ )



問8 衝突被害軽減ブレーキ等の装備や自動車用シートの機能向上などによってあなたが運転する車両の性能が向上することは、疲労度の軽減にどの程度影響があると思いますか。(あてはまるもの一つに○をしてください)

1. とても影響があると思う
2. やや影響があると思う
3. どちらともいえない
4. あまり影響はないと思う
5. 全く影響はないと思う

### III. 休息期間の過ごし方について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、例年と比較して2020年に業務量が大きく変化した自動車運転者の方が多くいるため、調査対象期間を1年前の2019年としています。覚えていらっしゃる範囲でお答えください。

問9 2019年の1月から12月までにおいて最も忙しかった日の休息期間<sup>※1、2</sup>についてうかがいます。

(1) その日の休息期間<sup>※1、2</sup>はどの程度の時間でしたか。覚えていらっしゃる範囲で、おおよその時間をお答えください。

		時間			分
--	--	----	--	--	---

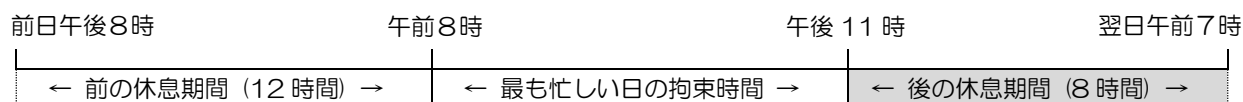
(2) あなたは、上記の休息期間<sup>※1、2</sup>をどのように過ごしましたか。覚えていらっしゃる範囲で、次の①～⑥にかかるおおよその時間をお答えください。<sup>※3</sup>

- |                      |  |  |    |  |  |   |
|----------------------|--|--|----|--|--|---|
| ① 通勤時間（行きにかかった時間）    |  |  | 時間 |  |  | 分 |
| ② 通勤時間（帰りにかかった時間）    |  |  | 時間 |  |  | 分 |
| ③ 食事時間               |  |  | 時間 |  |  | 分 |
| ④ 睡眠時間               |  |  | 時間 |  |  | 分 |
| ⑤ 余暇時間 <sup>※4</sup> |  |  | 時間 |  |  | 分 |
| ⑥ その他                |  |  | 時間 |  |  | 分 |

※1 休息期間とは、前日の退勤時間から次の出勤時間までの間の時間をいいます。

※2 最も忙しい日の前後の休息期間のうち、より短い休息期間を選んでください。

例) 以下の場合には最も忙しい日の後の休息期間（8時間）が回答対象



※3 ①～⑥の時間の合計が(1)の時間と同じになるようにお答えください。

※4 余暇時間とは、家事や食事、睡眠等の生活維持に必要な時間を除いた自由に使える時間をいいます。

#### IV. 改善基準告示の認識等について

問 10 自動車運転者の労働時間等の労働条件の向上を図るために、拘束時間等の基準を定めた「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下、「改善基準告示」と言います）があります。あなたは、改善基準告示の内容をご存知ですか。改善基準告示の（１）～（１１）の内容について、あてはまるものをお答えください。（それぞれ、あてはまるもの一つに○をしてください）

	知っている	知らない
（１） 「１日の拘束時間 <sup>※１</sup> 」は、１３時間以内を基本とし、延長は１６時間が限度であること（ただし、延長する場合も１５時間を超える回数は１週間につき２回まで）	1	2
（２） 「４週間を平均した１週間当たりの拘束時間 <sup>※２</sup> 」は、原則、６５時間が限度であること	1	2
（３） 貸切バスの場合、「４週間を平均した１週間当たりの拘束時間 <sup>※２</sup> 」は、労使協定 <sup>※３</sup> を締結すれば、７１.５時間まで延長できること（ただし、延長できるのは５２週のうち１６週まで）	1	2
（４） 「１日の休息期間 <sup>※４</sup> 」は継続８時間以上必要であること	1	2
（５） 「休息期間 <sup>※４</sup> 」は分割して取得することができること（１日において１回あたり継続４時間以上、合計１０時間以上）	1	2
（６） 「１日の運転時間」は２日平均で９時間が限度であること	1	2
（７） 「４週間を平均した１週間当たりの運転時間」は、原則として４０時間が限度であること	1	2
（８） 上記（７）について、貸切バスを運行する営業所において労使協定 <sup>※３</sup> を締結した場合、４４時間まで延長できること（ただし、延長できるのは５２週間の運転時間が２,０８０時間を超えない範囲で、５２週のうち１６週間まで）	1	2
（９） 「連続運転時間」は４時間が限度であること	1	2
（１０） 「連続運転時間中の休憩時間」は、運転開始後４時間以内又は４時間経過後に運転を中断して３０分以上確保する必要があること（ただし、休憩時間は１回１０分以上としたうえで分割することも可能）	1	2
（１１） 「休日労働 <sup>※５</sup> 」は２週間に１回が限度であること	1	2

※１ １日の拘束時間とは、一勤務の拘束時間（始業時刻から終業時刻）をいいます。

※２ ４週間を平均した１週間当たりの拘束時間とは、始業から終業までの時間を４週間分そのまま合計し、１週間当たりで平均化した拘束時間をいいます。

※３ 労使協定とは、労働者の代表と使用者との書面による協定をいいます。

※４ 休息期間とは、前日の退勤時間から次の出勤時間までの間の時間をいいます。

※５ 休日労働とは、労働基準法に定める休日（毎週１日又は４週４日）における労働をいいます。

## V. 拘束時間等の状況と改善基準告示の内容について

(2019年当時のことをお尋ねします。)

問 11 2019年の1月から12月までにおいて最も忙しかった時期の拘束時間や運転時間について、覚えて  
いる範囲で、おおよその時間をお答えください。

- (1) 最も長かった1日の拘束時間<sup>※1</sup>

--	--

 時間 

--	--

 分
- (2) 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間<sup>※2</sup>

--	--

 時間 

--	--

 分
- (3) 最も長かった連続運転時間 

--	--

 時間 

--	--

 分

※1 1日の拘束時間とは、一勤務の拘束時間（始業時刻から終業時刻）をいいます。

※2 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間とは、始業から終業までの時間を4週間分そのまま合計し、1週間当たりで平均化した拘束時間をいいます。

(ここからは改善基準告示に関してお尋ねします。改善基準告示の主な内容は問10をご参考ください。)

問 12 現行の改善基準告示について、問題があると感じる項目をお答えください。（あてはまるもの全てに○  
をしてください）

1. 1日の拘束時間<sup>※1</sup>
2. 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間<sup>※2</sup>
3. 休息期間<sup>※3</sup>
4. 休息期間<sup>※3</sup>分割の特例
5. 2日を平均した1日の運転時間
6. 4週間を平均した1週間当たりの運転時間
7. 連続運転時間
8. 連続運転時間中の休憩時間等
9. 休日労働<sup>※4</sup>
10. 特にない
11. 問題があるか分からない

※1 1日の拘束時間とは、一勤務の拘束時間（始業時刻から終業時刻）をいいます。

※2 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間とは、始業から終業までの時間を4週間分そのまま合計し、1週間当たりで平均化した拘束時間をいいます。

※3 休息期間とは、前日の退勤時間から次の出勤時間までの間の時間をいいます。

※4 休日労働とは、労働基準法に定める休日（毎週1日又は4週4日）における労働をいいます。

ここからの質問（問 12-1～問 12-9）は、問 12 で選んだ選択肢によって回答いただきたい質問が異なります。以下の表に従って、該当する質問にお答えください。

	ご回答いただく 質問	チェック欄 (回答対象に☑を ご記入ください)
問 12 で「1. 1日の拘束時間」を選択した方	問 12-1	<input type="checkbox"/>
「2. 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間」を選択した方	問 12-2	<input type="checkbox"/>
「3. 休息期間」を選択した方	問 12-3	<input type="checkbox"/>
「4. 休息期間分割の特例」を選択した方	問 12-4	<input type="checkbox"/>
「5. 2日を平均した1日の運転時間」を選択した方	問 12-5	<input type="checkbox"/>
「6. 4週間を平均した1週間当たりの運転時間」を選択した方	問 12-6	<input type="checkbox"/>
「7. 連続運転時間」を選択した方	問 12-7	<input type="checkbox"/>
「8. 連続運転時間中の休憩時間等」を選択した方	問 12-8	<input type="checkbox"/>
「9. 休日労働」を選択した方	問 12-9	<input type="checkbox"/>

(問 12 で「10. 特にない」、「11. 問題があるか分からない」を選択した方は、問 13 にお進みください。)

問 12 で「1. 1日の拘束時間」と回答した方にお尋ねします。

問 12-1 「1日の拘束時間※」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 「13 時間以内」が基本とされていること  
(適切と思う時間：  時間  分)
2. 延長する場合「16 時間」が限度であること  
(適切と思う時間：  時間  分)
3. 延長する場合でも、1 週間のうち 15 時間を超える回数は「2 回」までであること  
(適切と思う回数：  回)
4. その他 ( )

※ 1日の拘束時間とは、一勤務の拘束時間（始業時刻から終業時刻）をいいます。

問 12 で「2. 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間」と回答した方にお尋ねします。

問 12-2 「4週間を平均した1週間当たりの拘束時間※」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 原則として「65 時間」が限度であること  
(適切と思う時間:   時間   分)
2. 延長する場合「71.5 時間」が限度であること  
(適切と思う時間:   時間   分)
3. 延長する場合でも、52 週のうち延長可能な週数は「16 週」までであること  
(適切と思う週数:   週)
4. その他 ( )

※ 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間とは、始業から終業までの時間を4週間分そのまま合計し、1週間当たりで平均化した拘束時間をいいます。

問 12 で「3. 休息期間」と回答した方にお尋ねします。

問 12-3 「休息期間※」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 継続「8 時間」以上であること (適切と思う時間:   時間   分)
2. その他 ( )

※ 休息期間とは、前日の退勤時間から次の出勤時間までの間の時間をいいます。

問 12 で「4. 休息期間分割の特例」と回答した方にお尋ねします。

問 12-4 「休息期間※分割の特例」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 休息期間※を分割する場合は1日において1回当たり継続「4 時間」以上であること  
(適切と思う時間:   時間   分)
2. 休息期間※を分割する場合は1日において合計「10 時間」以上であること  
(適切と思う時間:   時間   分)
3. その他 ( )

※ 休息期間とは、前日の退勤時間から次の出勤時間までの間の時間をいいます。

問 12で「5. 2日を平均した1日の運転時間」と回答した方にお尋ねします。

問 12-5 「2日を平均した1日の運転時間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 「9時間」が限度であること (適切と思う時間: 時間 分)
2. その他 ( )

問 12で「6. 4週間を平均した1週間当たりの運転時間」と回答した方にお尋ねします。

問 12-6 「4週間を平均した1週間当たりの運転時間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 原則として「40時間」が限度であること  
(適切と思う時間: 時間 分)
2. 延長する場合「44時間」までであること  
(適切と思う時間: 時間 分)
3. 延長する場合でも、52週の運転時間が2,080時間を超えない範囲内において、52週のうち延長可能な週数は「16週」までであること  
(適切と思う週数: 週)
4. その他 ( )

問 12で「7. 連続運転時間」と回答した方にお尋ねします。

問 12-7 「連続運転時間」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 「4時間」が限度であること (適切と思う時間: 時間 分)
2. その他 ( )

問 12で「8. 連続運転時間中の休憩時間等」と回答した方にお尋ねします。

問 12-8 「連続運転時間中の休憩時間等」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 「30分」以上を確保すること (適切と思う時間: 分)
2. 休憩を分割して取る場合は1回「10分」以上とすること (適切と思う時間: 分)
3. その他 ( )

問 12で「9. 休日労働」と回答した方にお尋ねします。

問 12-9 「休日労働<sup>\*</sup>」について、どのような点に問題があると感じますか。(あてはまるもの全てに○をしてください)

1. 休日労働は「2週間に1回」が限度であること (適切と思う頻度: 週間に回)
2. その他 ( )

※ 休日労働とは、労働基準法に定める休日(毎週1日又は4週4日)における労働をいいます。

(問 13以降は全員にお尋ねします。)

問 13 利用客の需要があるにも関わらず、4週間や1日の拘束時間<sup>\*1, 2</sup>の規制があるために働きたくても働けないという状況を経験したことはありますか。(あてはまるもの一つに○をしてください)

1. ある
2. ない

※1 1日の拘束時間とは、一勤務の拘束時間(始業時刻から終業時刻)をいいます。

※2 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間とは、始業から終業までの時間を4週間分そのまま合計し、1週間当たりで平均化した拘束時間をいいます。

問 14 あなたは収入を増やすために改善基準告示等の基準を超えても長時間働きたいと考えますか。(あてはまるもの一つに○をしてください)

1. 収入が増えるなら、本当はもっと働きたい
2. 収入が増えたとしても、これ以上は働きたくない
3. 長時間働かなくても一定の収入が確保されるなら、これ以上は働きたくない
4. その他(具体的に: )

## VI. その他の事項について

問 15 あなた改善基準告示を遵守して運転できるような運行計画を事業主は作成してくれていると思いますか。最もあてはまるものをお答えください。（あてはまるもの一つに○をしてください）

1. 作成してくれていると思う
2. どちらともいえない
3. 作成してくれていないと思う

問 15-（1）は主に貸切バスの業務に従事する方にお尋ねします。

問 15-（1） あなたが改善基準告示を遵守して運転できるように、旅行代理店等のエージェントは協力してくれていると思いますか。最もあてはまるものをお答えください。（あてはまるもの一つに○をしてください）

1. 協力してくれていると思う
2. どちらともいえない
3. 協力してくれていないと思う

問 16 あなたが自動車運転者として働く上で、過労を防止するために改善基準告示の規制を強めた方が良いと考える項目はありますか。（あてはまるもの三つまでに○をしてください）

1. 1日の拘束時間<sup>※1</sup>の上限時間を短くする
2. 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間<sup>※2</sup>の上限時間を短くする
3. 休息期間<sup>※3</sup>の下限時間を長くする
4. 休息期間<sup>※3</sup>分割の特例を使いやすくする
5. 2日を平均した1日の運転時間の上限時間を短くする
6. 4週間を平均した1週間当たりの運転時間の上限時間を短くする
7. 連続運転時間の上限時間を短くする
8. 連続運転時間中の休憩時間等の下限時間を長くする
9. 休日労働<sup>※4</sup>の上限回数を少なくする
10. 特にない

※1 1日の拘束時間とは、一勤務の拘束時間（始業時刻から終業時刻）をいいます。

※2 4週間を平均した1週間当たりの拘束時間とは、始業から終業までの時間を4週間分そのまま合計し、1週間当たりで平均化した拘束時間をいいます。

※3 休息期間とは、前日の退勤時間から次の出勤時間までの間の時間をいいます。

※4 休日労働とは、労働基準法に定める休日（毎週1日又は4週4日）における労働をいいます。



問 17 改善基準告示の見直しにより拘束時間※<sup>1</sup>が短縮されたり、休息期間※<sup>2</sup>が増えたりした場合、あなたにとってどのような利点があると思いますか。また、どのような問題が生じると思いますか。

※1 拘束時間とは、始業から終業までの時間を意味し、休憩時間（仮眠時間を含む）を含めた時間をいいます。

※2 休息期間とは、前日の退勤時間から次の出勤時間までの間の時間をいいます。

問 18 現在の改善基準告示の内容や改善基準告示の改定についてご意見があれば自由にご記入ください。

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。